

厚生労働省

平成26年度 セーフティネット支援対策事業

(社会福祉推進事業)

アイヌの人々に対する相談についての
全国の見地からの施策の展開に関する調査研究事業
報告書

公益財団法人人権教育啓発推進センター

平成27(2015)年3月

目次

はじめに	1
第1章 事業の概要	3
第1節 事業の目的	3
第2節 実施方法及び実施体制	4
第3節 実施スケジュール	5
第2章 アイヌ民族の現況と施策	6
第1節 アイヌ民族の現況	6
第2節 アイヌ民族に対する施策	11
第3章 相談体制の概要	15
第1節 前年度の相談体制の概要	15
第2節 本相談体制の概要	16
第4章 周知広報の実施	19
第1節 周知広報の目的及び時期	19
第2節 周知広報活動の内容	19
第3節 周知広報の効果	27
第5章 相談内容の集計・分析	28
第1節 集計の流れ	28
第2節 集計分析結果	31
第6章 総括 ～調査研究会を終えて～	49
資料：相談員からの報告	56

はじめに

振り返れば、公益財団法人人権教育啓発推進センター（以下「当センター」という。）において、アイヌの人々の悩みをお聞きする全国一斉電話相談を開始したのは、今から1年半前の平成25年9月半ばのことであった。当初は、翌年1月半ばには終了（4か月間限定）する予定で始めた。

相談事業を開始するや、多くのアイヌの人々から生活に関する悩みをはじめ、人権・差別に関することや行政への意見・要望が多数寄せられた。特筆すべきは、過去に北海道外において類似の相談事業がなかったことを指摘し、本相談窓口を是非とも継続・常設してもらいたい旨の要望が多数寄せられたことであった。

これを受け、平成26年3月末日まで相談の期間を延長した後においても、本事業継続・常設を要望する声が寄せられる中であって、子どもが入学・就職する時期、夏休みやお盆の時期、文化祭の時期、暮・お正月の時期等の節目を迎えるにあたって、アイヌの人々の悩みや生活状況が変化するののかについても把握することが必要ではないかとの判断に立ち、平成26年度においては1年間を通じて本相談事業を実施することとした。

こうしてアイヌの人々から寄せられた貴重な声を基に、今回、『アイヌの人々に対する相談のあり方に関する調査研究会』を立ち上げ、整理・検証することとした。調査研究会の役員には、社会調査の研究が専門の菱山謙二筑波大学名誉教授（座長）、アイヌ民族の教育に関する研究が専門の若園雄志郎宇都宮大学特任准教授、国際（人権）法が専門の富田麻理西南学院大学准教授、福祉が専門の中村美安子神奈川県立保健福祉大学准教授の4名をお願いをした。特に、本報告書第2章「アイヌ民族の現況と施策」については、アイヌ民族の教育に関して造詣の深い若園雄志郎宇都宮大学特任准教授に執筆をお願いした。また、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の日本語訳文については、富田麻理西南学院大学准教授に協力いただいた。

通算1年半にわたって本事業が行われてきたが、本事業に対する反響の大きさに当センターとしても、この種の事業の重要性を改めて実感したところである。当センターでは、本事業を一つの契機として、引き続き、アイヌの人々を取り巻く社会状況の改善に向けてより活発な人権啓発活動に取り組む所存である。

今回の事業に関し、相談を寄せられた多くのアイヌの人々をはじめ、1年半にわたって熱心に業務を遂行された4名の相談員に、さらには広く国民の皆さま

んに、広報・本事業の紹介にご協力いただいた報道機関、自治体、関係諸団体等の皆様に本頁をお借りして深く感謝申し上げますとともに、寄せられた多くのアイヌの人々の意見・要望等が今後の行政施策に活かされるよう希望してやまない。

平成 27 年 3 月

公益財団法人人権教育啓発推進センター

第1章 事業の概要

第1節 事業の目的

現在、国では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）が設置・開催されているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中では「北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。」との提言が盛り込まれたところである。

このような状況を踏まえ、本事業では、アイヌの人々が抱えている人権に関する問題を始め、生活上の悩みなど、様々な困りごとに対する電話及び来訪による相談事業を実施し、その相談内容の分析・検証を行うことを通じて、今後のアイヌの人々に関する人権啓発及び生活向上に資することを目的として実施することとした。

なお、本事業は平成25年度にも実施しているが、前年度は9月中旬から3月末までの半年間の実施であったため、本年度は4月から開始し、年間を通じての傾向を分析・検証する。

第2節 実施方法及び実施体制

実施方法及び実施体制は次のとおりである。

(1) 相談体制

- ・平成 25 年度の体制を基本としつつ、実績を踏まえて、相談開設時間や相談調書様式の見直しを行う。
- ・平成 25 年度に実施する際に選任した相談員を再任。

(2) 広報の実施

- ・マスメディア等を活用し、アイヌの人々のための相談事業を実施する旨の広報を全国的に行う。
- ・具体的には、当センターホームページによる発信、全国の自治体のホームページによる発信や広報誌への掲載、政府広報や関係団体への働きかけを行う。

(3) 相談業務の実施

- ・当センター内に相談員を配置し、アイヌの人々を対象とする電話及び来訪による相談を実施。

(4) 相談内容の分析

- ・有識者による研究会を設置し、相談内容や相談者属性等について分析を行い、報告書に取りまとめる。

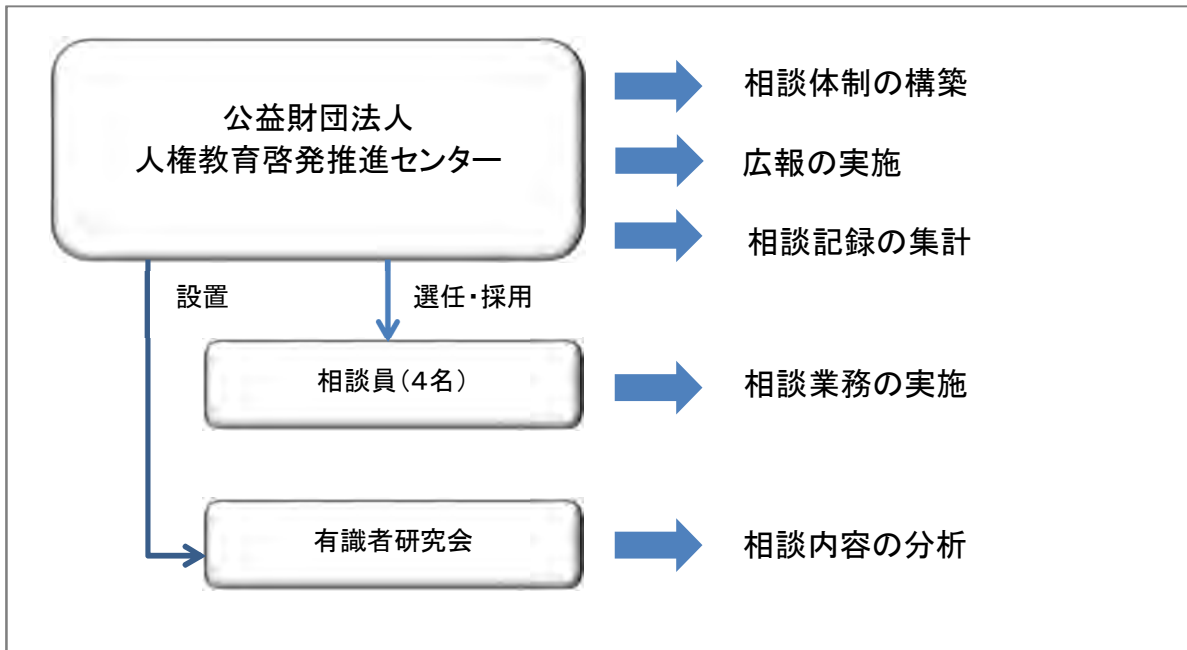
(5) 研究会

- ・研究会のメンバー（4名）
 - 富田 麻理 ・西南学院大学准教授
 - 中村 美安子 ・神奈川県立保健福祉大学准教授
 - 菱山 謙二 ・筑波大学名誉教授
 - 若園 雄志郎 ・宇都宮大学特任准教授

※敬称略。50 音順。○印は座長。

- ・研究会の開催日程及び内容
 - 第 1 回 平成 26 年 12 月 5 日（金）
相談結果の分類区分、集計方法 等
 - 第 2 回 平成 27 年 1 月 30 日（金）
相談結果の分析、報告書の骨子案について 等
 - 第 3 回 平成 27 年 3 月 6 日（金）
相談結果の分析、報告書案について 等

実施方法と実施体制



第3節 実施スケジュール

実施スケジュールは下表のとおりである。

実施スケジュール

平成26年									平成27年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
相談員による相談業務の実施											
事業広報			期間中 広報			研究会 設置		相談内容の 分析		報告書 の作成	

第2章 アイヌ民族の現況と施策

2008年6月6日に衆参両院が本会議において、政府に対してアイヌ民族を先住民族と認めるように求める決議を行った。これを受けて政府は内閣官房長官の談話においてこれを認め、アイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むという意向を表明した。これによりアイヌ民族は「先住民族」と認められ、現在「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」において総合的な政策の枠組み作りが行われている。

そこで本稿では今回行われた「アイヌの人々のための電話相談」の背景を理解するために、アイヌ民族の歴史に関して簡単に概略を述べ、アイヌ民族に関する施策等の近年の動向および内容について示したい。

第1節 アイヌ民族の現況

1. アイヌ民族の歴史的概略

高等学校で使用されている日本史の教科書に出てくる明治以前のアイヌに関する記述は、

658年 「阿倍臣」（阿倍比羅夫の可能性あり）が「エミシ」（＝アイヌ、ということではない）を討つ（日本書紀）

1457年 コシヤマインの戦い

1669年 シャクシャインの戦い

1789年 クナシリ・メナシの戦い

といった程度であり、各項目間は100年以上の開きがある。これは国家をもたず、文字をもたなかったアイヌは自らの歴史を明文化しなかったために、日本やアジア諸国に残された史料で確認するしかないためであるといえる。つまり史料に記されなかったアイヌ自身の歴史も当然あると考えるのが妥当であり、日本史の教科書に記されるような「日本の歴史」と同様、政治経済や文化に関する「アイヌの歴史」が存在していることは言うまでもない。

明治になり、帝政ロシアとの関係において国境線を画定する必要から、「競争相手から蝦夷地を守る必要上、ことに国境線が明確でないときは住民主義によってこれを決定せざるを得ないことが認識されたため、蝦夷を急激に内地人化する必要を生じ」¹、蝦夷地（北海道）に居住しているのは日本人であることを示すために、アイヌの日本人への同化が行われた。1869年に開拓使が設置され、蝦夷地を「北海道」と改称したことに続き、1871年には戸籍法が制定され、アイヌを「平民」に編入し、また開拓使の通知により女性の入れ墨や男性の耳輪等が禁止され、日本語の使用が要求された²。また、アイヌ民族に対して、「日本人」としての教育を受けさせるために、東京の開拓使仮学校附属北海道土人教育所³への就学・教化も行われた。

1899年には北海道旧土人保護法（旧土法）が制定され、貧困にあえぐアイヌ

民族の保護を目的として土地や農具、授業料などを支給するものとされていた。しかし、アイヌ民族の立場から見れば、「給与地にしばられて居住の自由、農業以外の職業を選択する自由をせばめられ、教育においては民族固有の言語もろばわれ、差別と偏見を基調にした『同化』政策によって民族の尊厳は踏みにじられ」⁴というものであった。この旧土法に関しては1984年に北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）が旧土法の廃止を求めるだけでなく、語学教育や歴史教育、研究機関の設置といった文化に関する施策、さらに民族自立化基金や民族政策の審議機関の設置を求めて「アイヌ民族に関する法律（案）」（アイヌ新法案）の決議を同協会の総会にて行った。その後1997年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が制定された際に、附則第2条により廃止されるまで約100年間、法律として残っていたのであった。

このアイヌ文化振興法ではアイヌ文化を普及・啓発することでアイヌ民族とその文化に対する国民的理解を深めることが必要であるとされている。すなわち民族としての誇りが尊重される社会を実現し、アイヌ文化を含めた多様な文化の発展に寄与することが望まれているといえよう。実際にはアイヌが社会に対して何を求めているのかを議論に反映させ、文化だけにとどまらない振興策を行うことが重要である。アイヌ民族側の意見表明を考えてもこれまでにアイヌ民族が受けてきた差別や偏見、さらには実質的な同化政策の影響による文化の断絶を考えれば、今後とも人権擁護や福祉の充実に対しても取り組むことが必要である。残念ながらアイヌ文化振興法ではアイヌ新法案で求められていた民族自立化基金などについては盛り込まれず、文化に対する「振興」のみが述べられている。当然ではあるが、そのために現在行われている施策は「アイヌ文化普及啓発セミナー」や「アイヌ文化フェスティバル」など、基本的には文化振興に関するものとなっているのが現状である。

ただし、アイヌ民族側からの意見表明として大きなものはアイヌ新法案の決議のみである点にも注意する必要がある。アイヌ民族の最大の組織は北海道アイヌ協会であるが、会員数は2012年現在で3000名程度であり⁵、このことはアイヌ民族が決して一枚岩ではなく、民族全体としての合意を形成することの難しさが存在しているといえる。もちろん「アイヌ」として各地にいる全てのアイヌ民族を統合すべきだとするわけではなく、各地域の差異を尊重しながら民主的に民族としての要望をまとめていかなければならないだろう。そのためにもアイヌ民族相互の認識を深めていく場が必要となっているといえる。

2. アイヌ民族に関する近年の動向

1984年の北海道ウタリ協会によるアイヌ新法案の決議以降、アイヌ民族に関する調査や施策の進展が見られるようになった。主なものを挙げるとすれば、

- 1984年 アイヌ民族に関する法律（案）（北海道ウタリ協会）
- 1997年 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（アイヌ文化振興法）制定、旧土人保護法廃止
- 2006年 アイヌ生活実態調査（北海道）
- 2007年 先住民族の権利に関する国際連合宣言
- 2008年 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議
アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会発足
アイヌ民族生活実態調査（北海道大学アイヌ・先住民研究センター）
- 2009年 アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会報告書提出
アイヌ総合政策室設置
北海道ウタリ協会が北海道アイヌ協会と改称
- 2010年 アイヌ政策推進会議発足
- 2011年 アイヌ政策推進会議報告書提出
北海道外アイヌの生活実態調査作業部会報告書提出
- 2013年 アイヌ生活実態調査（北海道）
- 2014年 『アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について』（閣議決定）

といった調査や施策がある。

2014年に閣議決定された「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」では、アイヌ民族を「独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族」としている。ただしアイヌが先住民族であることは1997年3月27日の札幌地方裁判所におけるいわゆる「二風谷ダム裁判」に関する判決文にも述べられていた。この裁判はダム建設に際し強制収用された土地の地権者であるアイヌ民族が建設の差し止めを求めて提訴したものである。判決理由の要旨としては「アイヌ民族は、我が国の統治が及ぶ前から主として北海道に居住し、独自の文化を形成しており、これが我が国の統治に取り込まれた後もその多数構成員の採った政策等により、経済的、社会的に大きな打撃を受けつつも、なお民族としての独自性を保っているといえることができるから、先住民族に該当するというべきである」とされている。なお、この裁判はアイヌ文化保護を理由として土地収用は違法となったものの、すでに建設されたダムの撤去は行われなかった。

アイヌ民族の具体的な状況について、北海道ではこれまで1972・1979・1986・1993・1999・2006・2013年の計7回、概ね7年ごとに北海道ウタリ生活実態調査（2006年より「アイヌ生活実態調査」と改称）を行い、生活や労働などの実態について調査を行ってきた。2013年の調査で対象となったのは北海道における「アイヌの人たちが居住する全市町村」66市町村であり、「アイヌの人数」は16,786人であった⁶。ただし、「この調査におけるアイヌの人口は、「地域社会で

アイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」について、各市町村が把握することのできた人数であり、道内に居住するアイヌの人たちの全数とはなっていない⁷とされており、また「アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない⁸」となっており、各市町村が把握できなかった場合や差別等を理由として対外的にアイヌであることを明らかにしていない場合も当然存在していると考えられる。そのため「アイヌの人口を問われた際に、歯切れ良く具体的な数をもって回答できない現状⁹がある。また、アイヌ新法案の前文では「道内に住むアイヌは数万人、道外では数千人といわれる」としており、日本全体では調査結果の数倍以上になる可能性があることに留意すべきであろう。

北海道による調査では、個々人に対するアンケート調査の配布対象は2013年の調査の場合、アイヌの人たちが居住している地区のうち28地区300世帯を抽出し、その世帯中で15歳以上の世帯員、となっていた¹⁰。このことはそれ以前の調査でも同様であり、2006年の調査の時点で「北海道アイヌ協会を始め、関係者からは対象者が少なすぎて実態を十分に反映しきれていないとの問題点が指摘されて」¹¹いた。

これを受けて北海道大学アイヌ・先住民研究センターでは社会調査プロジェクトを立ち上げ北海道ウタリ協会（現・北海道アイヌ協会）の協力の下、「アイヌ民族生活実態調査」を行った。これはアイヌ生活実態と比べ、「世帯数で約9.7倍、個人数で約8.0倍となる」¹²広範囲な調査となった。

調査対象は北海道ウタリ協会会員、道内在住の元協会員、アイヌ民族であることが明確な道内在住の非協会員が属するすべての世帯と18歳以上85歳未満の世帯構成員全員¹³であり、2008年10月1日から31日にかけて調査票の配布・回収が行われた。世帯調査票は3,438票を配布し回収された有効票は2,903票、個人調査票は7,306票配布し有効票は5,703票回収された¹⁴。個人調査票は全48問及び自由記述で構成されており、基本情報、これまでの生活、現在の生活、現在の意識・考え、信仰と文化、将来、について尋ねている。このうち、生活と意識に関してはこのたび実施された「アイヌの人々のための電話相談事業」に関連すると考えられる。以下の記述では特に断りがない場合は北海道大学アイヌ・先住民研究センターによる調査結果を元としている。なお、本調査に関しては2010年に量的調査報告書、2012年に質的調査報告書、2014年に再分析報告書が刊行されている¹⁵。

（1）現在の意識・考え

個人調査票の問3において自らをアイヌとして意識するかどうかについて聞いたところ、「まったく意識しない」と答えた方がほぼ半数の48.0%であった。特に30歳未満および30～40歳未満ではそれぞれ66.8%、54.6%と半数を超え

ていた。逆に「常に意識している」と答えた方は70歳以上で26.4%となっており、世代が若くなるほど民族としての意識は薄く、世代が上になるほど意識している方が多いということがいえるだろう。問14では今後（アイヌとして）どのように生活していきたいかを聞いている。ここでは74.3%が「特に民族は意識せず生活したい」と答えており、これはどの年代であっても最も多かった。また、「アイヌとして積極的に生活したい」と答えたのは年代が若いほど低くなっていた。

このような「アイヌとしてまったく意識しない」「特にアイヌを意識せず生活したい」という回答が多数を占めたことについて、報告書では3点の解釈を導き出している。1点目は「過去の差別経験をはじめとする負の経験・記憶が、「アイヌ民族」というくくり自体を否定的にとらえさせてしまっている」こと、2点目は「多くが和人に同化してしまっており、民族を意識する場面が少なくなっている」こと、3点目は「一日本人、あるいはより広く、地球市民として自分を位置づけよう」としていることを挙げている¹⁶。

（2）収入と学歴

世帯調査票の問6および個人調査票の問36では年収について尋ねている。これは、年収の金額を記入するのではなく、「なし」から100万円刻みで「1000万円以上」¹⁷までの12の選択肢から選ぶ設問である。これによると世帯年収の平均は355.8万円、年収なしを除くと369.2万円であるのに対し、北海道では440.6万円、全国では566.8万円である（北海道・全国は厚生労働省大臣官房統計情報部『平成19年国民生活基礎調査』）。個人年収でいえば平均197.5万円、年収なしを除くと241.9万円であった。また、生活保護に関して、調査では5.2%であるのに対し、総務省『社会生活統計指標 都道府県の指標 2009』では北海道が3.9%、全国が2.2%であり、調査における年収200万円未満の割合が50%を超えていることから、生活が厳しいという側面がうかがえる¹⁸。

また、大学進学率は平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書によればアイヌ民族17%、全道39%、全国52%である。アイヌ民族が進学を断念する理由としては「経済的な理由」がもっとも多く、次いで「就職する必要があったから」となっている。ただしこの2番目の理由も「経済的な理由」が含まれていると捉えることも可能であろう。

（3）将来

問48ではアイヌ関連施策のうち、回答者の考えに近いものを聞いた。無回答を除いた6割以上が「考えに近い」としたのは「アイヌ民族に対して高校・大学進学や学力向上への支援を拡充する」「アイヌ民族への差別が起こらない人権尊重の社会をつくる」であり、教育への支援と人権問題への対策が強く望まれているといえる。約半数が答えた項目は「アイヌ民族の雇用対策を拡充する」

であり、これらはアイヌ新法案の「本法を制定する理由」で「いま求められているのは、アイヌ民族的権利の回復を前提にした人種差別の一扫、民族教育と文化の振興、経済自立対策など、抜本的かつ総合的な制度を確立すること」であったことと同様の要望があるといえる。質問票に挙げられている項目はどれも民族としての権利を考える上では議論を深めることが重要な項目であるが、アイヌ政策の審議機関の設置や民族特別議席といった政治参加に関する項目では比較的少ない回答結果となっていた。

(4) 北海道外

ここまでの調査は北海道に限定して行われたものであったが、アイヌ民族に関する問題は北海道だけに限定されるものではないため、北海道外におけるアイヌ民族の実態の把握も重要であるといえる。そこで2010年から2011年にかけて「明治以降、北海道から北海道外に転居したアイヌの人々、または、その子孫」¹⁹を対象に「北海道外アイヌの生活実態調査」が行われた。この調査は241世帯・318名が調査対象となり、回収数は、153世帯・210名であった。その結果、「北海道内及び道外のアイヌの人々の生活実態は基本的に近似していること、そして全国の状況と比較すると多くの面でなお格差が存在していることが明らかになった」²⁰となった。しかし、この調査における最も大きな課題は、報告書の「総括」にも記されているとおり、「アイヌの人々から調査への協力をいただくことに難渋したが、実は、この事実こそが、アイヌとしての誇りを持って生きることが容易ではないという現状の反映であり、今回の最大の「調査結果」であるというべきかもしれない」²¹ということであるといえる。この「難渋」という言葉の背景には、2010年10月28日付け北海道新聞朝刊で報道されたように、「差別を恐れる道外在住者の不安」が根強いことが挙げられ、アイヌ民族への施策は潜在的な困窮者が数多く存在していることを念頭に行わなければならないという難しさがあることを示しているといえよう。

第2節 アイヌ民族に対する施策

2014年現在で行われているアイヌ民族に対する施策は、国の補助を受けながら北海道によるものとなっている。北海道では1974年からアイヌ民族の社会的・経済的地位の向上を目的として4次にわたる「ウタリ福祉対策」²²を行い、その後2次にわたる「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」²³を行ってきた。「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の第2次が2015年に期間満了となるため、2014年には「アイヌ生活向上推進方策検討会議」を設置し、期間満了後の施策について検討を進めている²⁴。

アイヌ生活向上推進方策検討会議の資料によれば、「第2次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」として、生活の安定（生活の安定・向上・生活環境などの改善）、教育の充実、雇用の安定、産業の振興（農林漁業の振興・中小

企業の振興)、民間団体の活動の促進が行われている。具体的には、「生活の安定」とは、生活館への助成、緊急生活資金の貸付、各種相談員研修会に対する助成等、「教育の充実」とは高等学校・大学・各種学校への修学資金の貸付・助成、アイヌ教育相談員の配置等、「雇用の安定」とは公共職業訓練受講者への助成や訓練手当の支給、職業訓練の実施等、「産業の振興」とは農林漁家の生産基盤および経営近代化施設等の整備への助成、アイヌ民芸品提示会の開催等への助成、新規事業開始にあたっての融資等、「民間団体の活動の促進」とは北海道アイヌ協会・各地区アイヌ協会の各種事業への助成、北海道立アイヌ総合センターの管理運営、である²⁵。

国はこれらの施策の支援を行うとともに、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構の事業支援も行っており、同財団ではアイヌに関する総合的かつ実践的な研究の推進、アイヌ語の振興、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する普及啓発、アイヌの伝統的生活空間の再生、に関する各種事業を行っている。

また、アイヌ政策推進会議の下で推進している施策の中核としては「民族共生の象徴となる空間」(象徴空間)がある。これは2011年6月にアイヌ政策推進会議の作業部会から『「民族共生の象徴となる空間」作業部会報告書』が出され、これを受けて2012年7月にはアイヌ政策関係省庁連絡会議より『「民族共生の象徴となる空間」基本構想』が示され、2014年6月には「アイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備及び管理運営に関する基本方針について」が閣議決定された。この基本方針では、象徴空間はアイヌ文化の復興およびアイヌの人々の遺骨及びその副葬品の慰霊及び管理を行うものとされ、国立アイヌ文化博物館(仮称)・民族共生公園(仮称)・中核区域と連携してアイヌ文化の復興のための利活用を図るために別に定める関連区域・遺骨等の慰霊及び管理のための施設²⁶を設けるものとされている。この遺骨や副葬品は主に戦前に研究目的で発掘・収集されたものであるが、その際に正式な手続きを踏んでいたのか、あるいは保管状況はどのようなものだったのか等に関して疑問の声が上がっている。これらについては真摯に調査を行い、民族としての尊厳が損なわれないような方策を行っていく必要があるといえる。

¹ 高倉新一郎『アイヌ政策史』新版、三一書房、1972、p413。

² 「管内達第三拾壹 十月八日 舊土人ノ開墾スル者ヘハ居家屋農具ヲ給シ入墨耳環禁止ノ儀」(編輯課編纂『開拓使布令録』明治2年同3年同4年、[開拓使]、1882)、p203。

³ この名称は廣瀬健一郎「開拓使仮学校附属北海道士人教育所と開拓使官園へのアイヌの強制就学に関する研究」(北海道大學教育學部『北海道大學教育學部紀要』72、北海道大學教育學部、1996)、p90及びp92による。多くの文書では「開拓使仮学校」のみである。

⁴ 「アイヌ民族共有財産裁判の記録」編集委員会編『百年のチャランケ アイヌ民族共有財

産裁判の記録』緑風出版、2009、p596。

⁵ 北海道アイヌ協会『収支予算書』平成 23 年度、2012。閲覧は北海道アイヌ協会ウェブページ <http://www.ainu-assn.or.jp/cgi-bin2/pdfupld/disp.cgi> による（2013 年 2 月 12 日閲覧）。

⁶ 北海道環境生活部『北海道アイヌ生活実態調査報告書』平成 25 年、北海道環境生活部、2013、p3。

⁷ 同上。

⁸ 同上、p1。

⁹ 山崎幸治「調査対象の特性」（小内透編『現代アイヌの生活と意識 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010）、p7。

¹⁰ 北海道環境生活部、前掲、p1。

¹¹ 小内透「問題意識と調査の概要」（小内透編著『現代アイヌの生活と意識 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2010）、p3。

¹² 同上、p4。

¹³ 婚姻や養子縁組などでアイヌの血統を持っていないこともあり得る。

¹⁴ 小内透、前掲「問題意識と調査の概要」、pp3-4。

¹⁵ 量的調査は前掲、『現代アイヌの生活と意識 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』、質的調査は小内透編著『現代アイヌの生活の歩みと意識の変容 2009 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2012、再分析は小内透編著『現代アイヌの生活と意識の多様性 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査再分析報告書』北海道大学アイヌ・先住民研究センター、2014。

¹⁶ 野崎剛毅「アイヌの血統とアイデンティティ」（前掲、『現代アイヌの生活と意識 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査報告書』）、pp22-23。

¹⁷ ただし、世帯調査票では「1000 万円以上」の場合にのみ具体的な金額を尋ねている。

¹⁸ この現状に関して北大調査（その 3）ではさらに統計学的分析が加えられている。ここではアイヌ民族の貧困の現状と要因を探るために、「多様性（血筋・婚姻関係）」「学歴」「ライフコース」の 3 つの視点から分析が加えられた。その結果からは一概にアイヌであることが貧困の要因となるとは言い切れず、また学歴についても低いほど貧困になるとも言いきれないなどの知見が得られたようである。（野崎剛毅『アイヌ貧困』の諸リスク）（小内透、前掲『現代アイヌの生活と意識の多様性 2008 年北海道アイヌ民族生活実態調査再分析報告書』）。そのため、なぜアイヌ民族に対する調査結果が北海道や全国の平均と差が出てしまうのかについては継続して分析を加える必要があるだろう。

¹⁹ アイヌ政策推進会議「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会『「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会報告書』アイヌ政策推進会議「北海道外アイヌの生活実態調査」作業部会、2011、p2。

²⁰ 同上、p34。

²¹ 同上。

²² 第 1 次：昭和 49 年度～昭和 55 年度、第 2 次：昭和 56 年度～昭和 62 年度、第 3 次：昭和 63 年度～平成 6 年度、第 4 次：平成 7 年度～平成 13 年度。

²³ 第1次：平成14年度～平成20年度、第2次：平成21年度～平成27年度。

²⁴ アイヌ政策推進室 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/new_seikatsukoujou.htm (2015年2月22日閲覧)。

²⁵ 第1回アイヌ生活向上推進方策検討会議配付資料

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ass/conference.htm> (2014年2月22日閲覧)。

²⁶ 基本方針では「先住民族にその遺骨を返還することが世界的な潮流となっていること並びにアイヌの人々の遺骨及び付随する副葬品（以下「遺骨等」という。）が過去に発掘及び収集され現在全国各地の大学において保管されていることに鑑み、関係者の理解及び協力の下で、象徴空間に遺骨等を集約し、アイヌの人々による尊厳ある慰霊の実現を図るとともに、アイヌの人々による受入体制が整うまでの間の適切な管理を行う役割を担う。」とされている。アイヌ民族に対してだけでなく世界的にも先住民族や少数民族の遺骨や祭礼具の「返還」(repatriation) についての議論が行われており、「和解」(reconciliation) への道筋が模索されている。

第3章 相談体制の概要

第1節 前年度の相談体制の概要

札幌市等が行っている生活相談の先行事例を参考にしつつ、以下のとおり体制を構築し実施した。

前年度の相談体制の概要

○相談窓口の設置

東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F の公益財団法人人権教育啓発推進センター事務局内に設置する。

○相談実施期間

平成 25 年 9 月 20 日～平成 26 年 3 月 31 日

○相談窓口の開設時間

<電話> 平日午前 10 時から午後 8 時まで（期間延長後は午後 7 時まで）

休日（土、日、祝日）午前 10 時から午後 6 時まで（期間延長後は、土曜日のみ実施）

<来訪> 平日又は土曜日午前 10 時から午後 6 時まで（要予約）

○相談員の体制

アイヌの人：2 名を配置

アイヌの人以外：2 名を配置

第2節 本相談体制の概要

前年度の相談事業実績を基に、体制の見直しを行った。概要は次のとおりである。

本相談体制の概要

○相談窓口の設置

東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F の公益財団法人人権教育啓発推進センター事務局内に設置する。

○相談実施期間

平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日※

○相談窓口の開設時間

<電話> 平日及び土曜日 午前 10 時から午後 5 時まで

(日曜日及び祝日は休み)

<来訪> 平日又は土曜日 午前 10 時から午後 5 時まで (要予約)

○相談員の体制

アイヌの人：2 名を選任

アイヌの人以外：2 名を選任

以上 4 名が交代で対応、常時 1 名を配置。

※7月11日(金)、10月6日(月)、10月14日(火)は台風の影響により、8月11日(月)から16日(土)は夏季休暇により、9月27日(土)は相談員の都合により、12月27日(土)から1月3日(土)は年末年始により、1月17日(土)は積雪により、相談業務を行っていない。

前年度の実施結果(平成 25 年 9 月から平成 26 年 2 月)は、下記のとおり集約することができる。

- ・相談件数は 327 件で、1 日当たりの平均相談件数は 2～3 件。
- ・平日と土日祝日とを比べると平日の方が相談件数は多い。
- ・1 日の中では午前中に相談が集中している。
- ・1 回当たりの相談時間をみると、30 分以内の相談が 90%以上を占め、30 分以上の相談は 6%程度であることから、長時間の相談は多くない。
- ・相談者の属性は、アイヌの人である本人からの相談が約 9 割を占めた。

以上の集約結果を基に、今回実施するにあたり相談体制の見直しを行い、開設曜日、時間を変更した。なお、相談員については、前年度と同様、アイヌの人 2 名と、国において一般市民からの相談実績のある 2 名を充てることとした。ただし、1 日当たりの相談件数が前年度では 2～3 件であったことから常時 2 名を配置する体制から常時 1 名の体制とした。

相談内容については、相談者と相談員の信頼関係に基づいて記録することを基本とし、ポイントをメモ書きすることにより、相談後、「相談の日時」、「相談内容」等について、できるだけ具体的に記録用紙に書きとどめることとした。

相談者の名前は、相談者から名乗った場合以外、相談員からは聞かないこととした。ただし、相談結果分析に必要なデータである「アイヌの人か否か」、「ど

ここに住んでいるか」、「男女の別」、「何歳代か」については、可能な限り相談員から相談者に尋ねることとした。

相談の様子



来訪者相談室



相談ブースの看板



使用した相談記録用紙は以下のとおりである。

相談記録用紙

アイヌの方々からの相談記録					No. _____ (No. _____から続く)		
年月日 時間	平成	年	月	日()	相談 方法	電話 面接 その他	相談 受付者
相談者	アイヌ ご本人	アイヌ ご本人の家族	その他 ()		住所 (電話)		
ふりがな 氏名					男 女	職業	年齢 歳
このフリーダイヤルをどのようにして知ったか?							
相談者の置かれている状況							
同居している 家族の構成							
同居していない家族や 親族との交流状況							
その他 (特筆すべき状況など)							
相談内容							
相談区分(番号を○囲み、○はいくつでも可)							
① 暮らし向き(生活苦、疲労、淋しさ) ② 身体(病気、脱毛等) ③ 金銭給付 ④ 金銭貸付 ⑤ 仕事・職場 ⑥ 就職 ⑦ 文化歴史教育 ⑧ 施設の設置 ⑨ 人権・差別 ⑩ 政府への要望 ⑪ 北海との格差 ⑫ 電話相談への要望 ⑬ その他							
対応内容							
対応結果	1 助言				4 次回以降の相談へつなぐ ⇒No.()へ		
	2 他機関紹介()				a. こちらから確認して TEL		
	3 要望				b. 先方から TEL [月 日]		
	4 その他()				c. 来訪 月 日 AM・PM 時 分		

第4章 周知広報の実施

第1節 周知広報の目的及び時期

第1項 目的

当センターにおいて、アイヌの人々の悩みをお聞きする全国一斉電話相談を行っていることをできるだけ多くのアイヌの人々に知っていただくとともに、アイヌの人々に安心・気軽にこの電話相談が利用できることをご理解いただくためには、周知目的の広報が不可欠である。

なお、経費の観点から、周知広報をより効果的に展開するためには、アイヌの人々が多く住んでいる地域を中心に実施することが望ましいが、北海道以外の地域ではどこにアイヌの人が多く住んでいるのかを把握することは、関連の資料等がないことから困難であるため、最も効果が期待できる周知広報を実施することは不可能であった。

このため、予算の範囲内で、できるだけ多数の媒体により、さらに、地方自治体等の協力を得ながら、全国津々浦々まで周知できるような周知広報を実施することとした。

第2項 周知広報の時期の設定

全国一斉電話相談は、平成26年度の1年間を通じて開設することから、第1四半期（4～6月）は、地方自治体へ周知広報を要請することに加え、25年度に実施した際に北海道を除く地域で最も多く相談が寄せられた実績のある関東地方及び北海道を中心に新聞広報を展開することとした。

第2四半期（7～9月）は、新聞、ラジオによる政府広報の位置付けで全国展開し、第3四半期は新聞社へパブリシティの協力依頼をすることとした。

なお、年間を通じて当センターのホームページ及び機関紙『アイユ』に周知広報の記事等を掲載することとした。

第2節 周知広報活動の内容

第1項 ポスター・チラシ等の作成

各方面において、容易かつ簡便に周知広報ができるよう、「ポスター」（4,000枚）、「チラシ」（62,000枚）、「カード」（62,000枚）、「封筒」（3,000部）を作成した。

「ポスター」、「チラシ」、「カード」については、全国の地方自治体、ハローワーク、社会福祉協議会、アイヌ文化フェスティバル等で活用された。「封筒」については、当センターから企業等に文書を発出する際に活用した。

何かお困りのことはありませんか

アイヌの方々からの様々な**ご相談**をお受けします
～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル
0120-771-208

【受付期間】
平成27年3月31日(火)まで
時間 平日・土曜日 午前10時～午後5時
※日曜日・休日、8/10～8/17、12/27～1/4はお休み

※来訪によるご相談もお受けします。
平日・土曜日 午前10時～午後5時(要予約)

- 相談無料
- 匿名可
- 秘密厳守

事業継続のお知らせ

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
URL: <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成26年度社会福祉推進事業により実施するものです。

何かお困りのことはありませんか

アイヌの方々からの様々な**ご相談**をお受けします
～アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています～

公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。ご希望によりアイヌの相談員が応じます。

アイヌの方々のための相談専用フリーダイヤル
0120-771-208

【受付期間】
平成27年3月31日(火)まで
時間 平日・土曜日 午前10時～午後5時
※日曜日・休日、8/10～8/17、12/27～1/4はお休み

※来訪によるご相談もお受けします。
平日・土曜日 午前10時～午後5時(要予約)

- 相談無料
- 匿名可
- 秘密厳守

事業継続のお知らせ

(公財) 人権教育啓発推進センター
〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階
URL: <http://www.jinken.or.jp/>

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省の平成26年度社会福祉推進事業により実施するものです。

カード 名刺サイズ

<p>アイヌの方々からの様々なご相談をお受けします アイヌの方々のための全国一斉電話相談を行っています</p>	
<p>フリーダイヤル 0120-771-203</p>	<p>受付期間 ~平成27年3月31日(火) ※日曜日・祝日、8/11~8/16、12/27~1/3はお休み 時 間 平日・土曜日：午前10時~午後5時</p>
<p>●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守 公益財団法人 人権教育啓発推進センター 〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX芝大門ビル 4階</p>	
<p>公益財団法人 人権教育啓発推進センターでは、 アイヌの方々の悩みをお受けするフリーダイヤルを開設しております。 嫌がらせ、差別、プライバシー侵害などのご相談もお受けします。</p>	
<p>◆本相談事業は、厚生労働省の平成26年度社会福祉推進事業により実施するものです。</p>	

表

裏

封筒 角2サイズ



シマフクロウ
アイヌの人々は、シマフクロウを
ツブツブカミイ(親愛する神)と尊ぶ。
鳥類と之を大切にしてください。



厚生労働省平成26年度社会福祉推進事業
アイヌの方々のための全国一斉無料相談のご協力依頼
ポスター、チラシ、カード等在中



公益財団法人 人権教育啓発推進センター
http://www.hakken.or.jp 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F
TEL:03-5777-1802 FAX:03-5777-1803

第3項 地方自治体等へ周知広報の協力を要請

全国の都道府県、市区町村、ハローワーク、社会福祉協議会など、約 2,000 の機関に対し、地域住民が多く利用する出入口に「ポスター」を掲出するよう、またアイヌの人が持参できるよう「チラシ」、「カード」の設置を要請した。

さらに、都道府県、市区町村が発行している広報誌のお知らせコーナー等に、全国一斉電話相談が実施されていることを紹介してもらいたい旨要請した。

自治体広報誌への掲載例（新潟県 胎内市）



第4項 関係機関・団体への働きかけ

社団法人北海道アイヌ協会、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構、公益財団法人東京都人権啓発センター、さらに関東ウタリ会、東京アイヌ協会、ペウレウタリの会、レラの会のアイヌに関係する関東主要4団体に対し、「ポスター」の掲出、「チラシ」、「カード」の設置を依頼した。

加えて、アイヌ文化フェスティバル等のイベントが開催される場合は、主催団体に対し、「ポスター」の掲出、「チラシ」、「カード」の設置を依頼した。

第5項 新聞による周知広報

(1) 第1四半期周知広報

第1四半期における新聞広報として、平成25年度に実施した際に多くの相談

が寄せられた実績のある関東地方及び北海道の地方新聞を中心に、突出広告を掲載した。

実施時期及び掲載面等

新聞名	掲載日	掲載面	朝夕刊の別
北海道新聞、上毛新聞、埼玉新聞、東京新聞 千葉日報、神奈川新聞、山梨日日新聞 信濃毎日新聞、新潟日報、四国新聞	5月10日	1面	朝刊
静岡新聞	5月10日	社会面	
下野新聞、京都新聞	5月14日	1面	
山口新聞、西日本新聞、茨城新聞	5月17日	1面	

掲載内容例／上毛新聞（横5.2×縦8.4cm）

厚生労働省社会福祉推進事業

**アイヌの方々の
悩み相談電話受付中!**

☎0120-771-208



本センターでは、アイヌの方々が抱えている生活上の悩みを始め、嫌がらせ、差別、プライバシーの侵害など人権に関することも相談員がお受けいたします。

相談無料 匿名可 秘密厳守

受付期間／平成27年3月31日◎まで
【時間／平日・土曜日 午前10時～午後5時】
※日曜、祝日、8/10～8/17、12/27～1/4はお休み

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

(2) 第2四半期周知広報

第2四半期における新聞広報として、政府広報が全国展開された。具体的には、全国紙5紙、地方紙53紙に突出広告を掲載した。

<新聞名・掲載日>

全国紙

新聞名	掲載日
読売新聞	7月8日
産経新聞	7月9日
毎日新聞	7月10日
朝日新聞	7月12日
日経新聞	7月13日

地方紙

新聞名	掲載日
西日本新聞、北海道新聞、東京・中日新聞	7月8日
釧路新聞、十勝毎日新聞、苫小牧民報 室蘭民報、函館新聞、東奥日報、陸奥新報 デーリー東北、秋田魁新報、北羽新報、岩手日報 岩手日日、山形新聞、河北新報、福島民報 福島民友、上毛新聞、茨城新聞、下野新聞 千葉日報、神奈川新聞、埼玉新聞、新潟日報 北日本新聞、北國・富山新聞、福井新聞 日刊県民福井、信濃毎日新聞、長野日報 山梨日日新聞、静岡新聞、岐阜新聞、東愛知新聞 市民タイムス、中部経済新聞、奈良新聞 京都新聞、神戸新聞、伊勢新聞、紀伊民報 山陽新聞、中國新聞、日本海新聞、山陰中央新報 山口新聞、四國新聞、愛媛新聞、徳島新聞 高知新聞、島根日日新聞、佐賀新聞、長崎新聞 大分合同新聞、熊本日日新聞、宮崎日日新聞 南日本新聞、琉球新報、沖縄タイムス 南海日日新聞、八重山毎日新聞、宮古毎日新聞 夕刊デイリー	7月11日

政府広報 | 厚生労働省

～イランカラフテ～
(こんにちは)


**アイヌの方々からの
相談をお受けします**

●暮らし・仕事・教育・差別など…
様々な悩みを何でもご相談
下さい。

☎0120-771-208
(無料)

(公財)人権教育啓発推進センター
(平日・土曜10時～17時)

●ご希望により
アイヌの相談員が
応じます。



読売新聞①縦 5.1×10.2 cm

政府広報 | 厚生労働省

～イランカラフテ～ (こんにちは)

**アイヌの方々からの
相談をお受けします**

●暮らし・仕事・教育・差別など…
様々な悩みを何でもご相談下さい。

☎0120-771-208
(無料)

(公財)人権教育啓発推進
センター
(平日・土曜10時～17時)

●ご希望により
アイヌの相談員が応じます。



千葉日報②縦 4.9×7.9 cm

(3) 第3四半期周知広報

第3四半期は、全国地方新聞社連合会(全国の地方新聞46社が加盟)に対し、パブリシティとして地方新聞に掲載していただけないか協力依頼を行った。この結果、14地方新聞社が紙面の一部(社会面等)を無償提供してくれた。

<新聞名・掲載日・朝夕刊の別・掲載面>

新聞名	掲載日	朝夕刊の別
北海道新聞	10月25日	夕刊
上毛新聞	10月25日	朝刊
下野毛新聞	10月28日	朝刊
神奈川新聞	10月19日	朝刊
山梨日日新聞	10月11日	朝刊
東京新聞	10月24日	朝刊
中日新聞	10月24日、25日	夕刊
静岡新聞	10月21日	朝刊
新潟日報	10月28日	朝刊
京都新聞	10月24日	夕刊
四国新聞	12月4日	朝刊
山口新聞	10月31日	朝刊
西日本新聞	10月24日	別刷
西日本新聞	11月27日	夕刊
茨城新聞	10月19日	朝刊

縦6.7×横9.7↓

information
PR

アイヌの方々のための全国一斉電話相談

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの方々の日常生活での悩みや困りごとなどを聞く全国一斉電話相談を来年3月31日(火)まで実施しています。

この事業は、政府に設置されている「アイヌ政策推進会議」の作業部会での議論を踏まえ、同センターが、厚生労働省の補助事業である「平成26年度社会福祉推進事業」を活用して実施するものです。

相談無料。匿名可。秘密厳守。希望すればアイヌの相談員が応じます。相談電話は全国的見地からの今後の取り組みの検討に資するため、平成25年9月20日に開設されています。

■専用フリーダイヤル 0120-771-208

平日・土曜日：午前10時～午後5時
*12月27日(土)～1月4日(日)を除く

【問い合わせ】
公益財団法人人権教育啓発推進センター TEL 03-5777-1802

茨城新聞パブリシティ

第6項 ラジオによる周知広報

第2四半期の7月5日、6日に、政府広報ラジオ『Weekly ニッポン!!』において、全国のFM局（38局）から「アイヌのための全国電話相談」の周知広報を以下のとおり実施した。（各局1回60秒放送）

『イランカラ・テ

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、アイヌの人々のための全国電話相談を行っています。

嫌がらせ、差別、生活でお困りのことなど、何でもご相談ください。

相談は無料。秘密は厳守されます。匿名でのご相談でも構いません。

アイヌの人々のための相談専用電話

フリーダイヤル

0120-771-208

0120-771-208

平日と土曜日の午前10時から夕方5時まで受け付けています。

ご希望の方には、アイヌの相談員が応じます。

電話だけでなく、来訪も可能です。

アイヌの人々のための相談専用フリーダイヤル

0120-771-208まで、ご連絡ください。

内閣府からのお知らせでした。』

第3節 周知広報の効果

相談のあったアイヌの人々に、全国一斉電話相談が実施されていることを何で知ったかを聞いたところ、ポスター・チラシが54%、新聞が23%であったことから、相当程度周知広報の効果があったと認められる。

第5章 相談内容の集計・分析

第1節 集計の流れ

第1項 相談内容分析の目的

主に、北海道外に居住しているアイヌの人々がどのような生活上の悩み等を抱えているのかを把握するとともに、その解決に向けた対策を検討するのに役立つ情報を収集する目的で、相談記録の集計・分析を行う。

第2項 集計・分析の対象

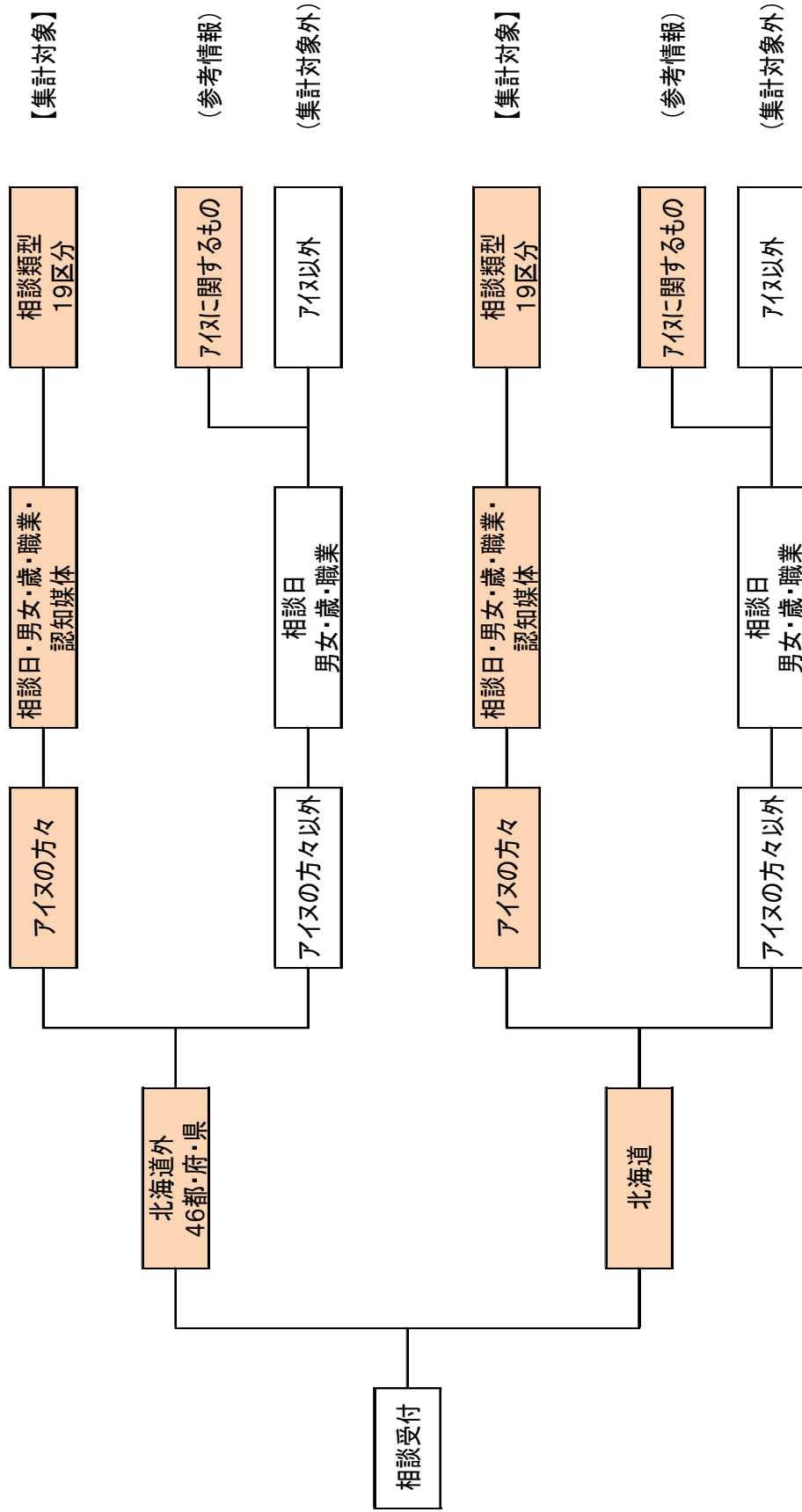
平成 26 年度のアイヌの人々の電話相談は、平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 3 月 31 日までの 1 年間開設された（ただし、日曜日、祝日、7 月 11 日（金）、10 月 6 日（月）、10 月 14 日（火）は台風の影響により、8 月 11 日（月）から 16 日（土）は夏季休暇により、9 月 27 日（土）は相談員の都合により、12 月 27 日（土）から 1 月 3 日（土）は年末年始により、1 月 17 日（土）は積雪により、相談業務を行っていない）。このうち平成 26 年 4 月 1 日から 27 年 2 月 28 日までに受け付けた電話相談の総数は 666 件で、内訳をみると、アイヌの人々からの相談は 426 件、アイヌの人々以外からは 92 件、そのほか相談者の指名のみや無言電話（電話を受けた相談員がアイヌ民族の相談員ではなかったため、直ぐに電話を切ったのではないかと考えられる。）などが 148 件だった。集計・分析対象としたのはアイヌの人々から受け付けた相談 426 件である。

第3項 集計における留意点

この集計は、相談のあったものを類型化し、集計したものである。統計学的な意味での検証はできないが、相談内容は典型的事例として普遍性を持っていると認められる。項目ごとの比率の分散状態は、これまでのさまざまなアイヌの人々への調査等と併せて考えると、いずれも結果として示された分散傾向を持つことがわかる。また、分類項目は、各個の相談内容の一定の共通性から設定してあるが、アイヌの人々の生活・文化・歴史というような大項目をブレイクダウンすることからも析出できるものであり、一定の不変性と妥当性がある。

特に重要なことは、個別ケースのケーススタディであるが、これは今後の分析課題でもある。今回は、各項目の内容がより分かり易いようにするために、各項目に対応する典型的な相談を具体的に掲載してある。

アイヌの人々から寄せられた相談の集計の流れ



※集計から除外 → 相談員の指名のみ、無言電話

相談類型

アイヌの人々から寄せられた相談は、相談の内容に応じて以下の項目に分類し、集計することとした。

I. 個人の日常生活に関するもの

1. 暮らし向き
(生活が苦しい、経済的にに関するもの等)
2. 身体に関する悩み
(病気、脱毛、身体能力の低下等)
3. 心に関する悩み
(疲れている、淋しい、話相手がない、心配事、将来に対する不安等)
4. 金銭の給付・貸付に関するもの
(医療支援、生活困窮者への支援、奨学金、アイヌ民族への特別貸付、医療費・住宅資金の貸付等)
5. 仕事・職場に関するもの
6. 就職に関するもの
7. 教育に関するもの

II. アイヌ民族に関するもの

8. アイヌ文化や学校での歴史教育・多文化理解等に関するもの
9. アイヌのための施設の設置に関するもの
10. アイヌ民族の自決権・土地権・漁労・狩猟権等に関するもの
11. 給与地に関するもの
12. 遺骨の返還に関するもの
13. 政府・自治体への要望等に対するもの
(民族年金をつくってほしい等)
14. 北海道との格差に関するもの
15. アイヌについての周知広報の強化に関するもの
(2020年東京オリンピックで紹介してほしい等)

III. 偏見や差別言動に関するもの

16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの

IV. その他

17. アイヌ財団への要望等に関するもの
18. 本事業の実施に関する意見・要望等
19. その他

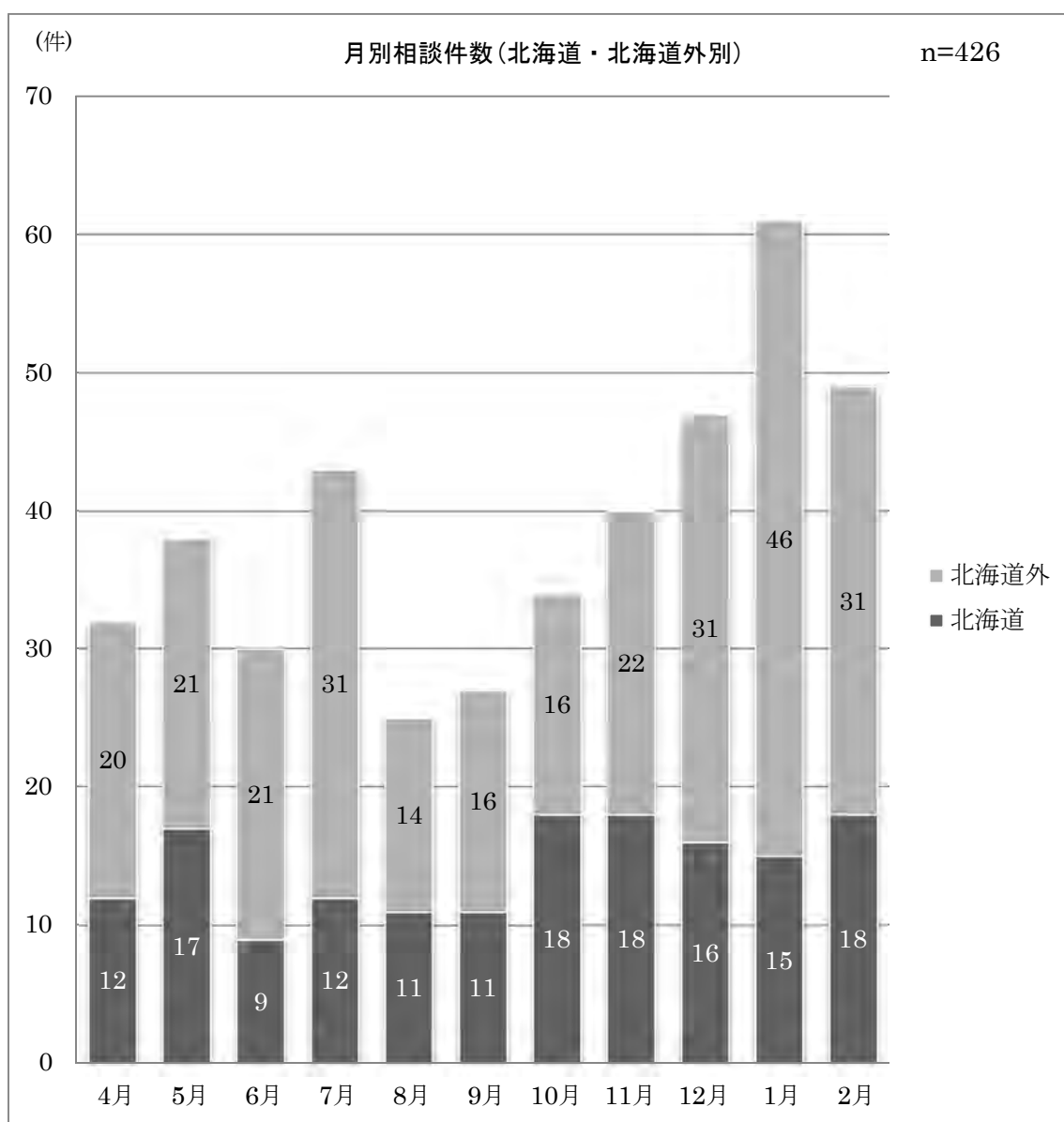
第2節 集計分析結果

第1項 相談件数

1) 月別相談件数（北海道・北海道外別）

相談件数 426 件を月別にみると、20 件台から 60 件台である。1 月が 61 件で最も多く、次いで 2 月、12 月、7 月、11 月などとなっている。12 月から 2 月は、年末年始や冬期で家にいることが多い時期に当たり、このような時期に生活上の悩み等が増えるものと考えられる。また、7 月、11 月は、当該月または前の月に新聞による周知広報を行ったことによるものと考えられる。一方、8 月、9 月が 20 件台で少なくなっている。8 月 11 日から 16 日までの間電話相談業務を行わなかったことや外出の機会が多いことが要因と考えられる。

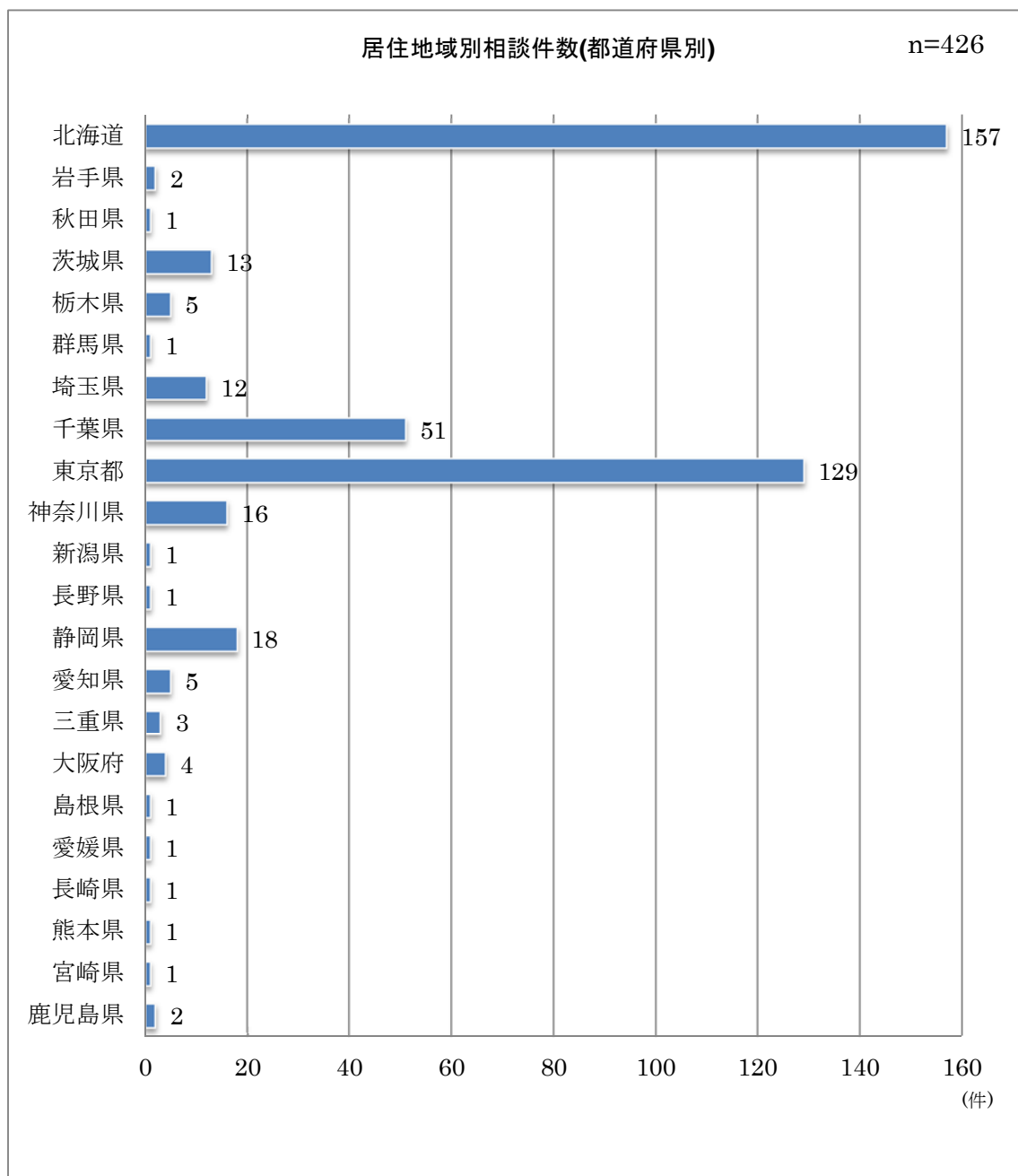
1 日当たりの相談件数は 2～3 件である。相談員は常時 1 名の体制であったが、十分に対応が可能な件数と認められる。



2) 居住地域別相談件数(都道府県別)

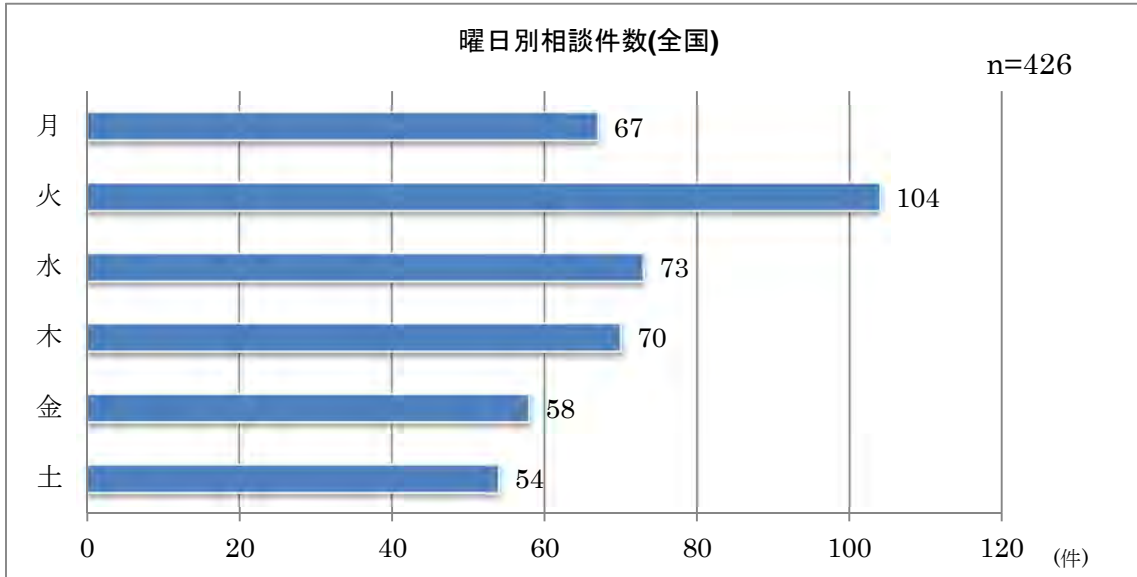
相談件数を居住地域別にみると、北海道外からが 269 件、北海道からが 157 件で、北海道外からの相談の割合が全体の 6 割強を占めた。北海道には常設の相談窓口があり、アイヌの人々の相談を受けているが、限定された地域での相談はプライバシーの保護に不安を感じたりすることなどから電話をすることを躊躇し、一方、本相談事業への期待感などから、本電話相談を利用したと考えられる。

相談者の居住地域を都道府県別にみると、多い順に「北海道」、「東京都」、「千葉県」、「静岡県」、「神奈川県」、「茨城県」、「埼玉県」などとなっており、北海道及び首都圏に集中している。



3) 曜日別相談件数(全国)

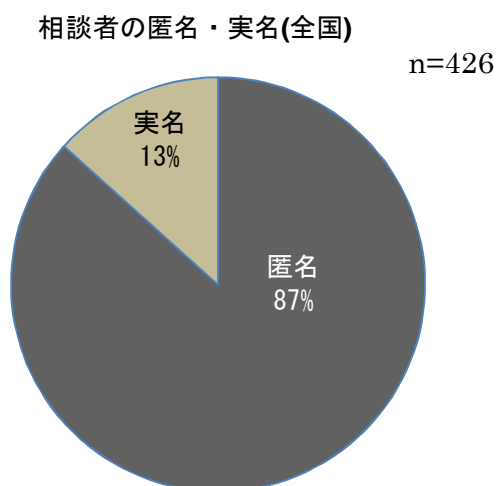
相談件数を曜日別にみると、火曜日が100件台で最も多く、次いで、水、木曜日にやや多い傾向がみられる。土曜日は、54件と平日に比べて少なくなっている。このことは、休日となる人が多い土曜日は外出等の用事が発生しやすいのに対し、平日の方が落ち着いて相談できるためではないかと考えられる。



第2項 相談者の属性

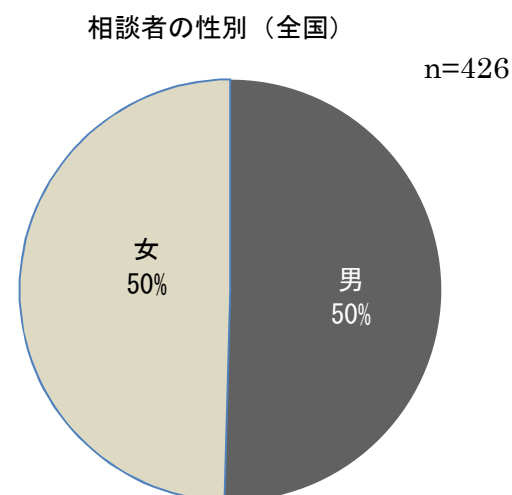
1) 相談者の匿名・実名(全国)

相談件数 426 件のうち、匿名が 369 件と全体の約 9 割を占めた。これは相談者が特定されると何らかの不利益を被るのではないかと不安感を抱いているためと推察される。



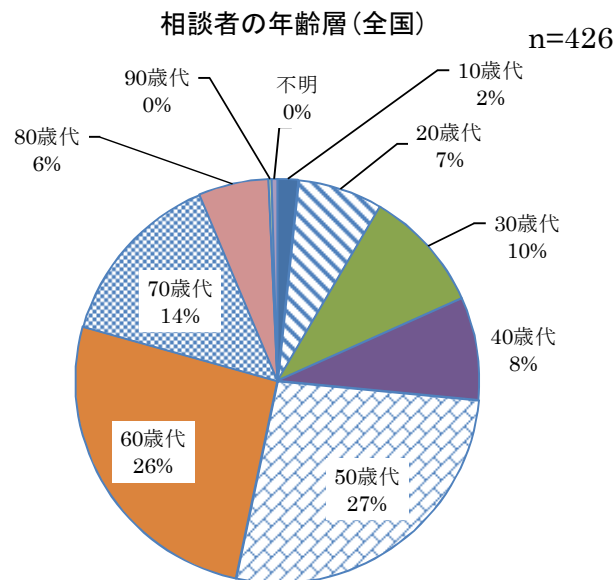
2) 相談者の性別(全国)

相談者について男女別にみると、男女に差はみられなかった。これを北海道外、北海道別にみても、ほとんど差はみられなかった。



3-1) 相談者の年齢層 (全国)

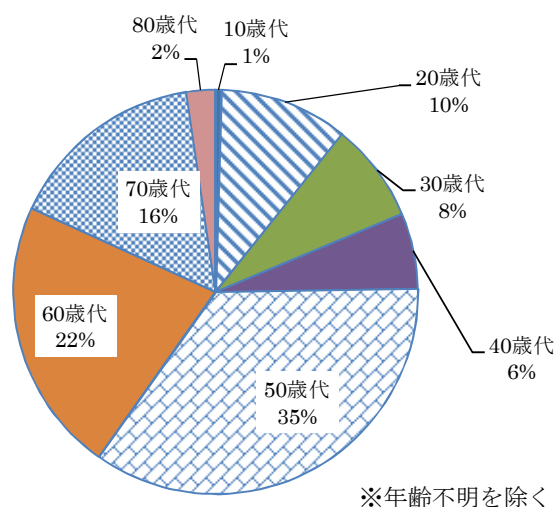
相談者を年齢層別にみると、50歳以上が73%と全体の4分の3を占めた。特に、50歳代が27%、60歳代が26%を占め、この年齢層で全体の2分の1を超えた。このことは、中・高年齢層になると、心身や暮らし向きなど生活上の悩みを抱えることが多いことから考えられる。



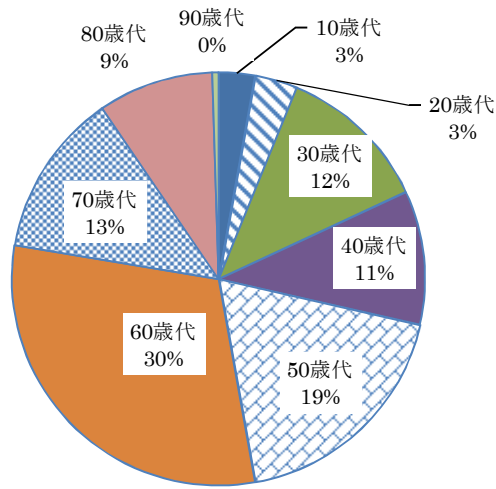
3-2) 相談者の年齢層 (男女別)

相談者の年齢層を男女別にみると、男性は50歳代が最も多く、50歳以上が75%と全体の4分の3を占めた。一方、女性は60歳代が最も多く、次いで50歳代と続き、50歳以上で7割を超えた。

相談者の年齢層 (全国：男性) n=214



相談者の年齢層（全国：女性） n=210

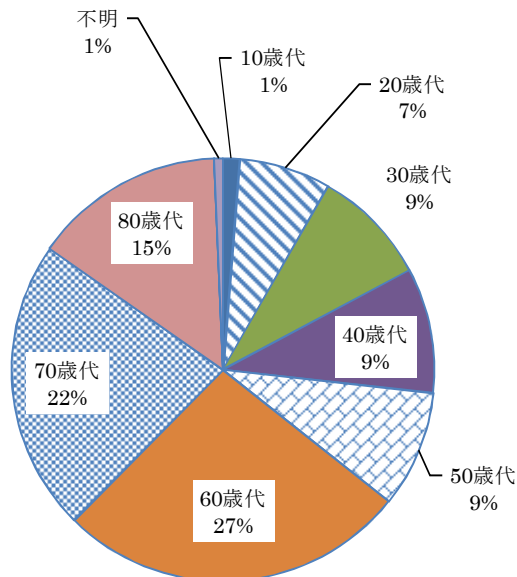


※年齢不明を除く

3-3) 相談者の年齢層（北海道・北海道外別）

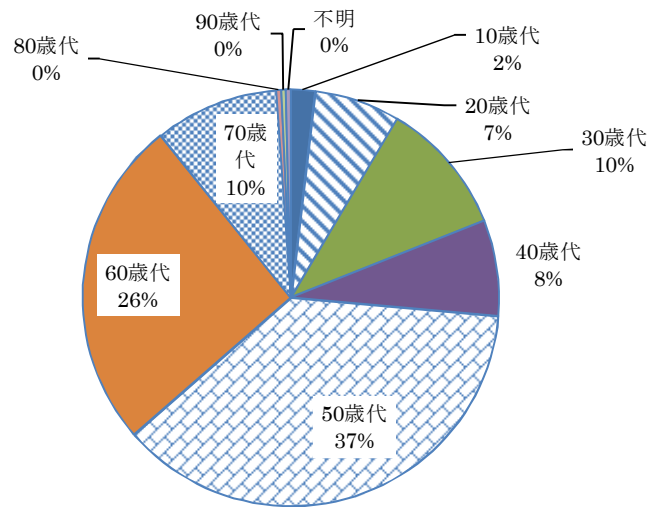
相談者の年齢層を居住地域別にみると、北海道外では50歳代が最も多く、次いで60歳代、30歳代、70歳代などとなっている。一方、北海道は60歳代が最も多く、次いで70歳代、80歳代となっており、北海道の方が北海道外より高齢者の相談が多くなっている。

相談者の年齢層（北海道） n=157



相談者の年齢層（北海道外）

n=269



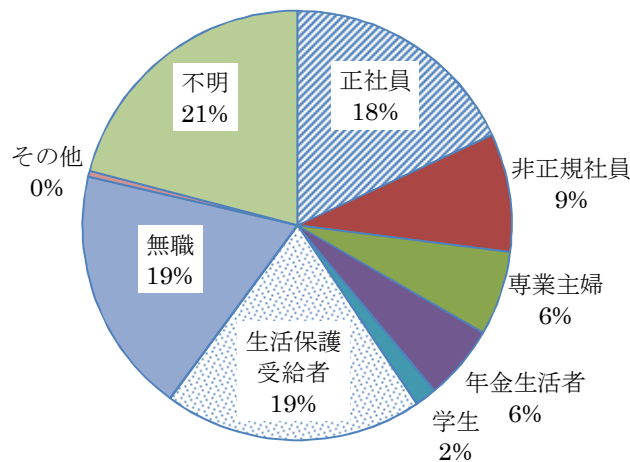
4-1) 相談者の職業等（全国及び男女別）

相談者 426 件について職業等別にみると、「不明」を除き、「生活保護受給者」が最も多く、次いで「無職」、「正社員」などとなっている。相談者に「生活保護受給者」や「無職」が多いのは、高齢者による相談が多いことを裏付けていると言える。

男女別にみると、男性は「生活保護受給者」、「正社員」、「無職」が多く、女性は「無職」、「非正規社員」、「専業主婦」が多い。

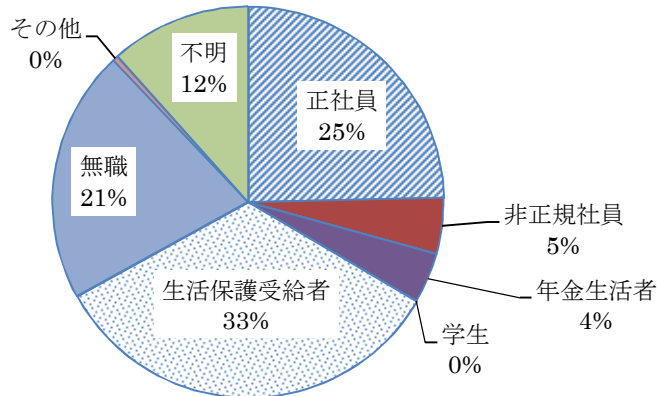
相談者の職業等（全国）

n=426



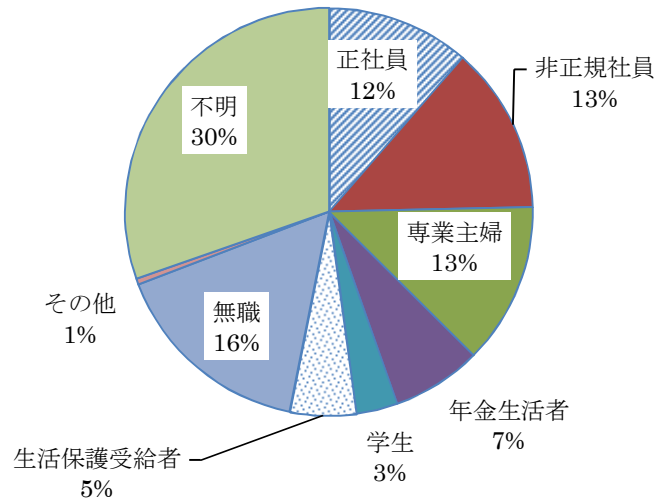
相談者の職業等（全国：男性）

n=215



相談者の職業等（全国：女性）

n=211

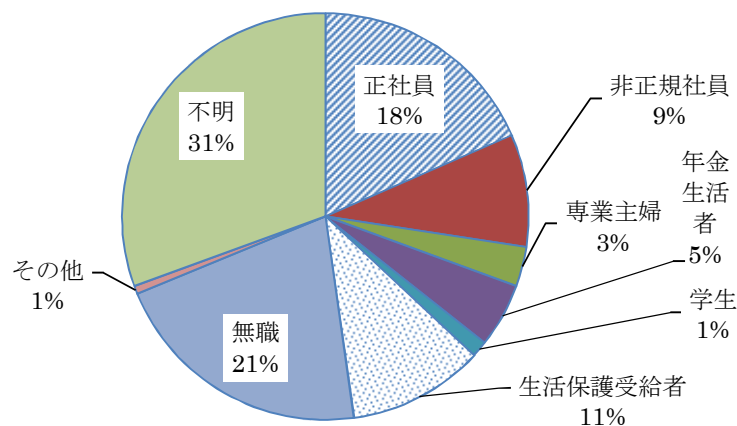


4-2) 相談者の職業等（北海道・北海道外別）

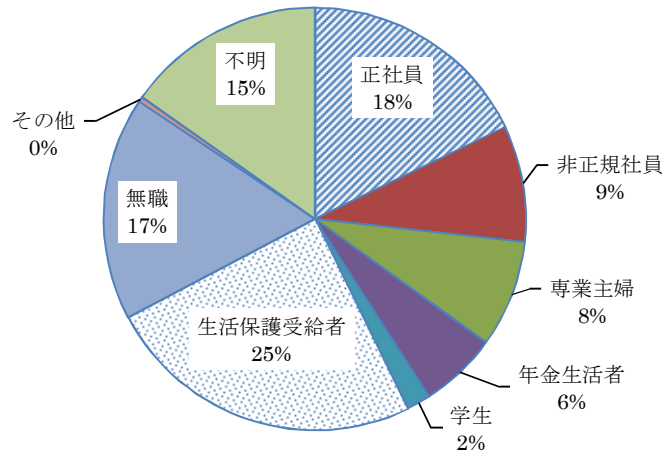
相談者の職業等を北海道・北海道外別にみると、北海道外は「生活保護受給者」が最も多く、次いで「正社員」、「無職」などとなっている。一方、北海道は「無職」が最も多く、「正社員」、「生活保護受給者」などとなっている。

相談者の職業等（北海道）

n=157

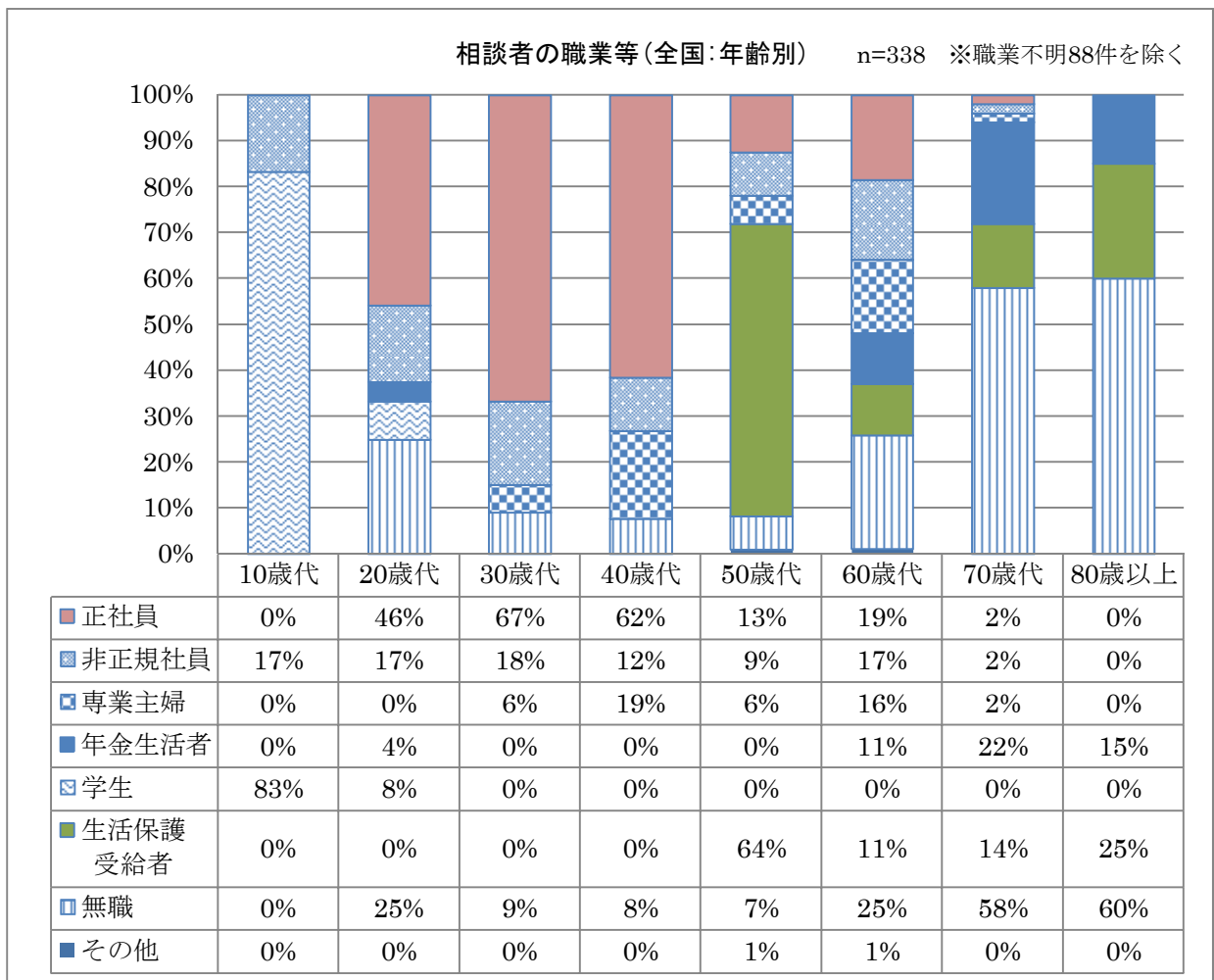


相談者の職業等（北海道外） n=269



4-3) 相談者の職業等（年齢層別）

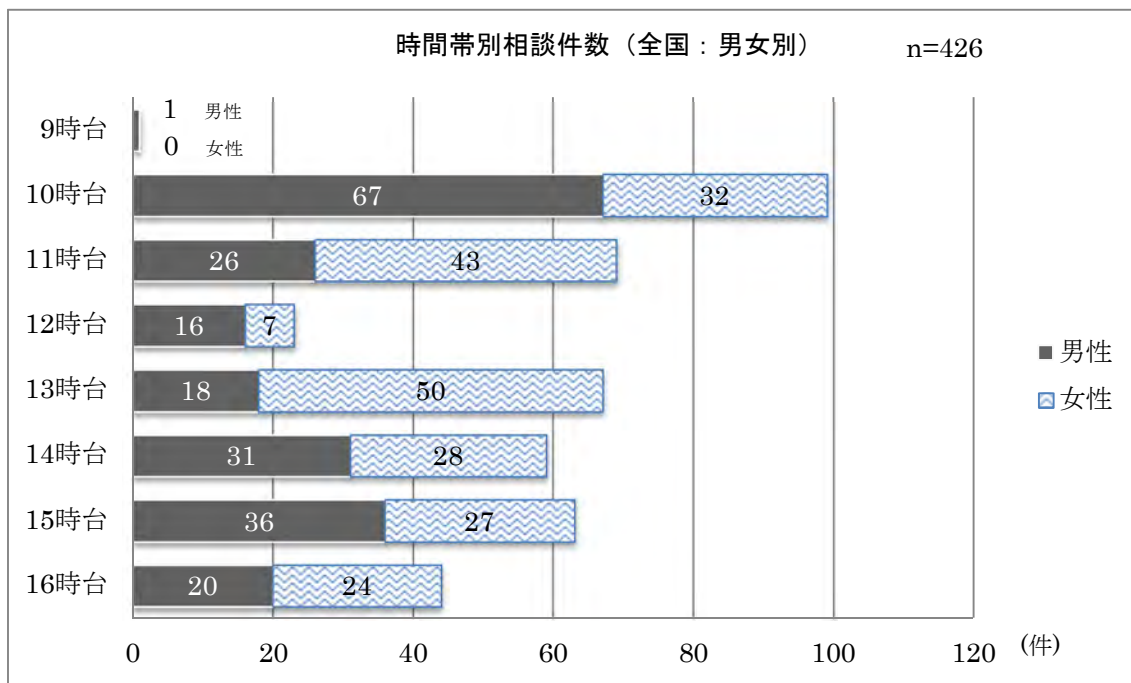
相談者の職業等を年齢層別にみると、10歳代は「学生」、20歳代、30歳代、40歳代では「正社員」、50歳代では「生活保護受給者」、60歳代、70歳代、80歳以上では「無職」の割合が多くなっている。



第3項 相談時間帯及び時間

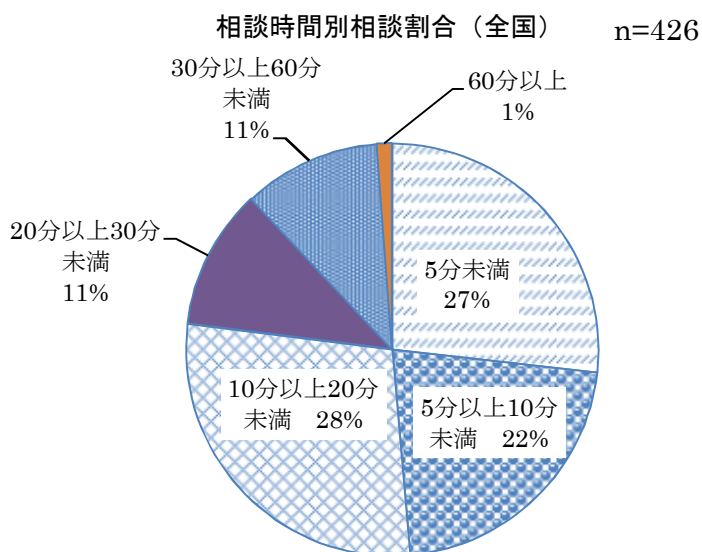
1) 相談時間帯（全国及び男女別）

相談時間帯は、10時台が最も多く、次いで11時台、13時台、15時台となっている。これを男女別にみると、男性は10時台と15時台が多いが、女性は昼食時間帯の12時台を除き、まんべんなく相談していることがうかがえる。



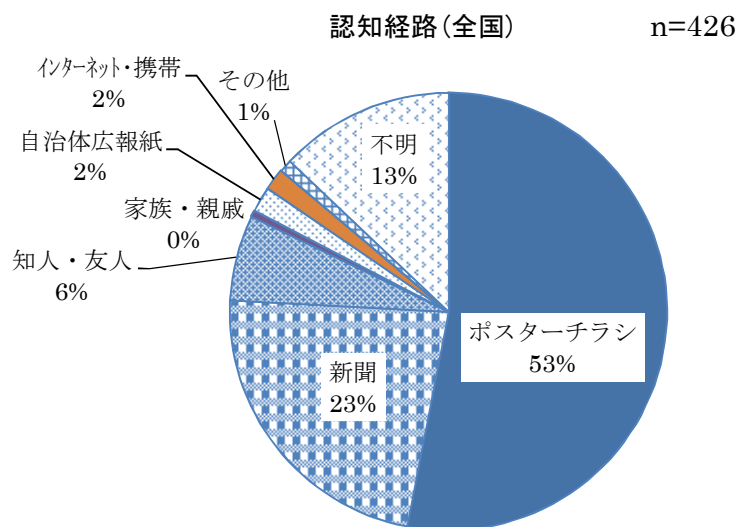
2) 相談時間（全国）

相談者の1回当たりの相談時間をみると、「10分以上20分未満」が28%、「5分未満」が27%、「5分以上10分未満」が22%などとなっている。一方、相談時間が「30分以上」の相談も約1割あり、長時間にわたる相談も寄せられた。



第4項 認知経路（全国）

本電話相談の存在について、どのようにして知ったかを聞いたところ、「ポスター・チラシ」が最も多く、過半数を占めた。次いで「新聞」が23%、「知人・友人から聞いた」が6%などとなっている。



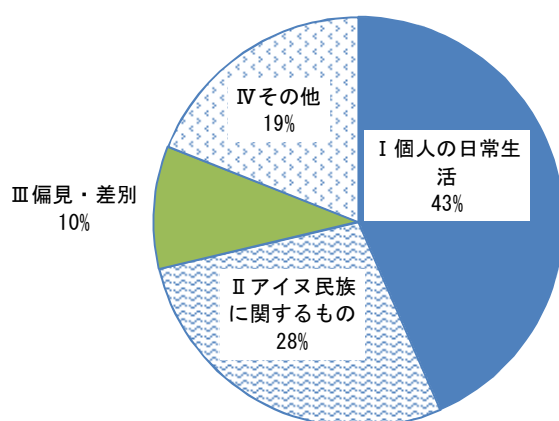
第5項 相談内容に関する分析

相談内容を見ると、いくつかの項目が混在している場合が多い。これら相談内容を「Ⅰ. 個人の日常生活に関するもの」、「Ⅱ. アイヌ民族に関するもの」、「Ⅲ. 偏見や差別言動に関するもの」、「Ⅳ. その他」の四つに大分類した。更にⅠについては7分類、Ⅱについては8分類、Ⅲについては1分類、Ⅳについては3分類に類型化して集計した。この結果、類型化された相談内容の総件数は962件となった。

1) 四大分類の割合

相談内容を四つの大分類別にみると、「Ⅰ」は全体の43% (418件)、「Ⅱ」は28% (268件)、「Ⅲ」は10% (93件)、「Ⅳ」は19% (183件) となっている。

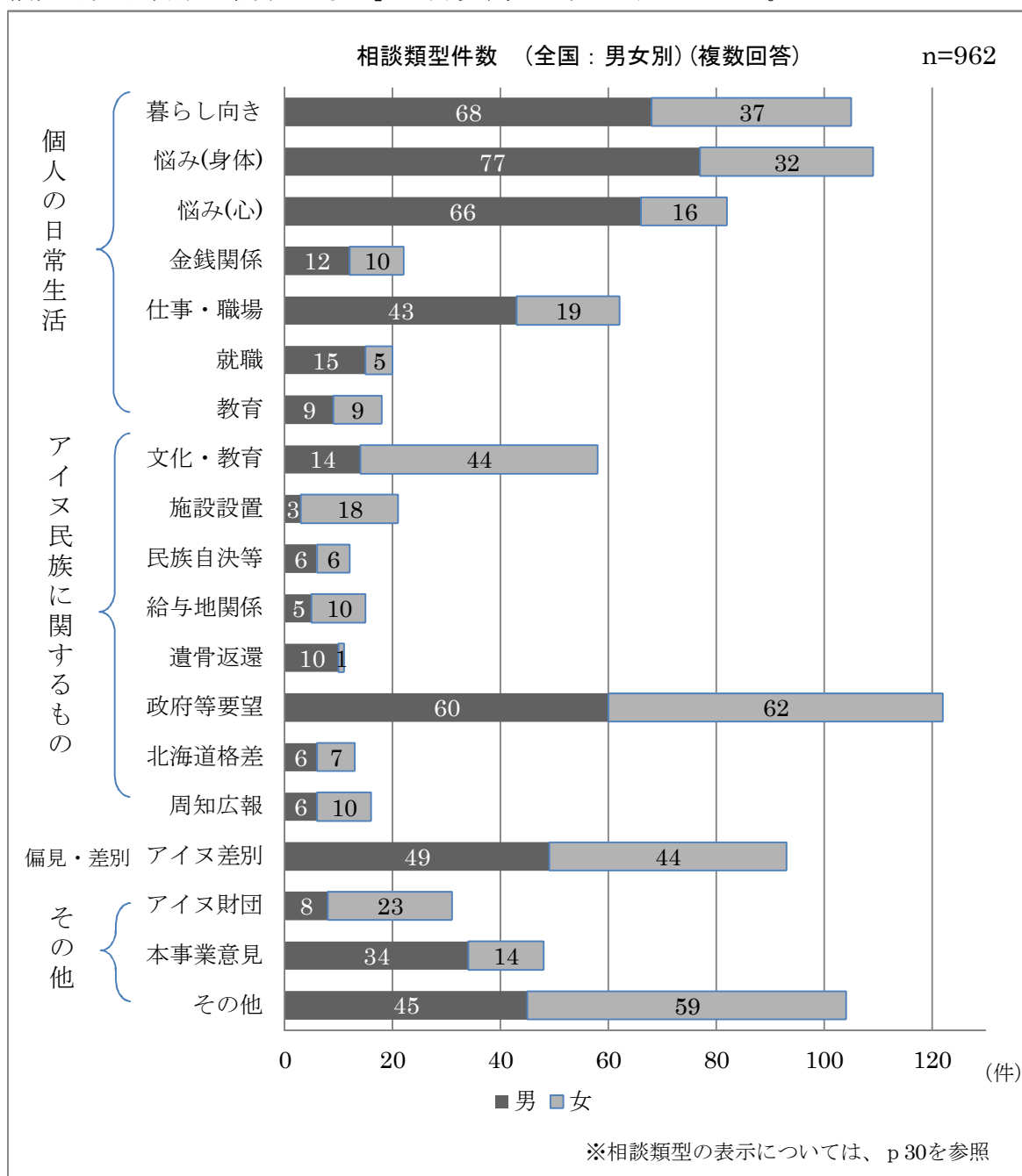
四大分類の割合(全国)(複数回答) n=962



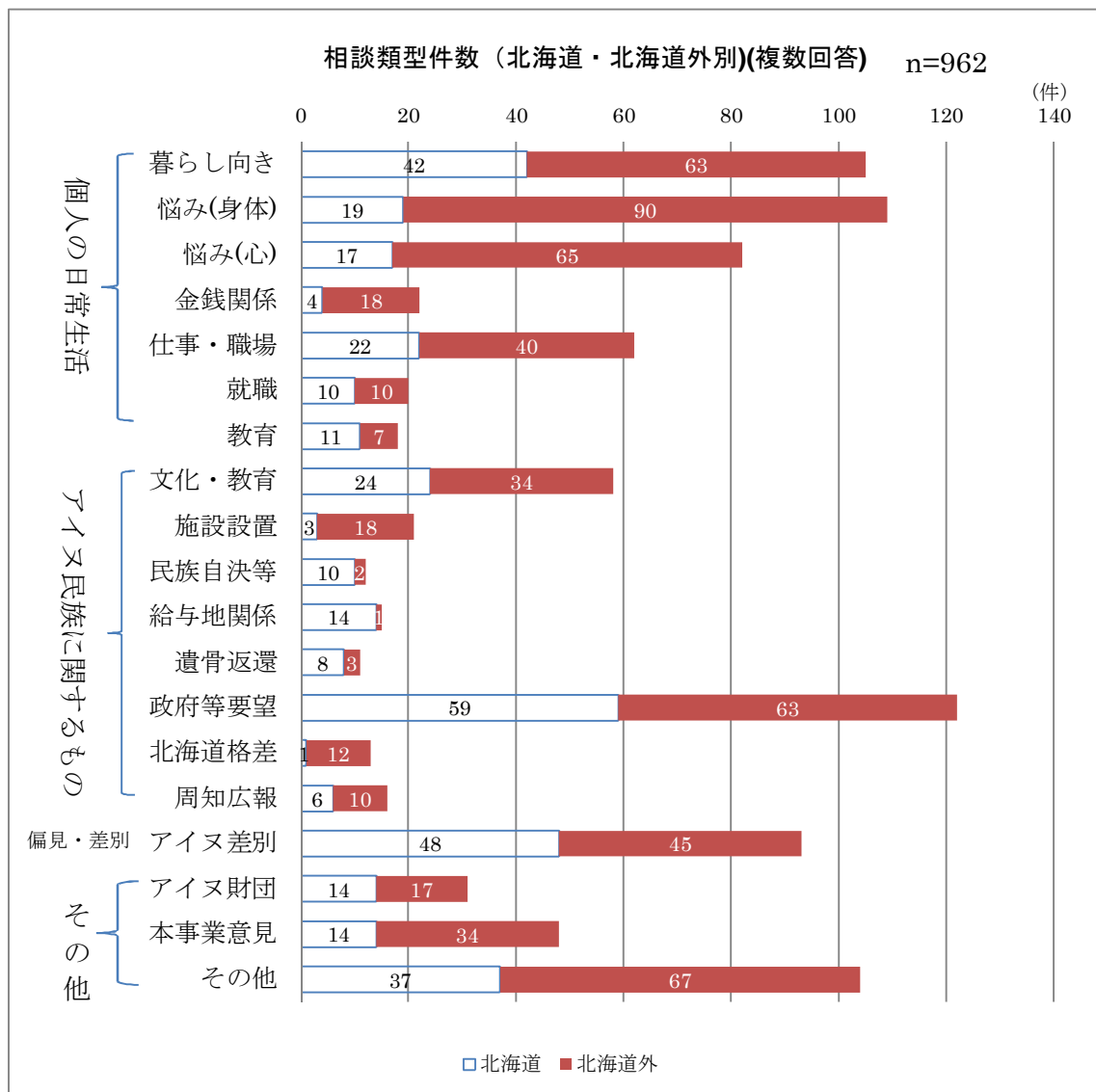
2) 相談類型別件数(全国及び男女別)

相談内容を相談類型別にみると、多い順から「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(122件)、「2. 身体に関する悩み」(109件)、「1. 暮らし向き」(105件)、「19 その他」(104件)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(93件)、「3. 心に関する悩み」(82件)、「5. 仕事・職場に関するもの」(62件)、「8. アイヌ文化や学校での歴史教育・多文化理解等に関するもの」(58件)などとなっている。「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」が多いのは、生活の困窮や将来への不安等から、アイヌ民族に対する民族年金制度の創設、生活費や教育費の支援などの要望が多いことによるものと考えられる。「Ⅰ. 個人の日常生活に関するもの」の総計が全体の4割を超えており、生活や心身などの悩みを抱えている人が多いことがうかがえる。また、「19. その他」が約1割あり、この中には、市議会議員による「アイヌはいない発言」、家族のトラブル、アイヌ語・アイヌ文化を習う場所等についての問い合わせなどが多くみられた。

相談類型を男女別にみると、男性の場合は「2. 身体に関する悩み」(77件)、「1. 暮らし向き」(68件)、「3. 心に関する悩み」(66件)、「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(60件)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(49件)などが多く、女性の場合は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(62件)、「19. その他」(59件)、「8. アイヌ文化や学校での歴史教育・多文化理解等に関するもの」(44件)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(44件)、「1. 暮らし向き」(37件)などが多い。男女を比べると、男性は「Ⅰ. 個人の日常生活に関するもの」が多く、女性は「Ⅱ. アイヌ民族に関するもの」が多くなっており、「Ⅲ. 偏見や差別言動に関するもの」は男女間での差はみられない。

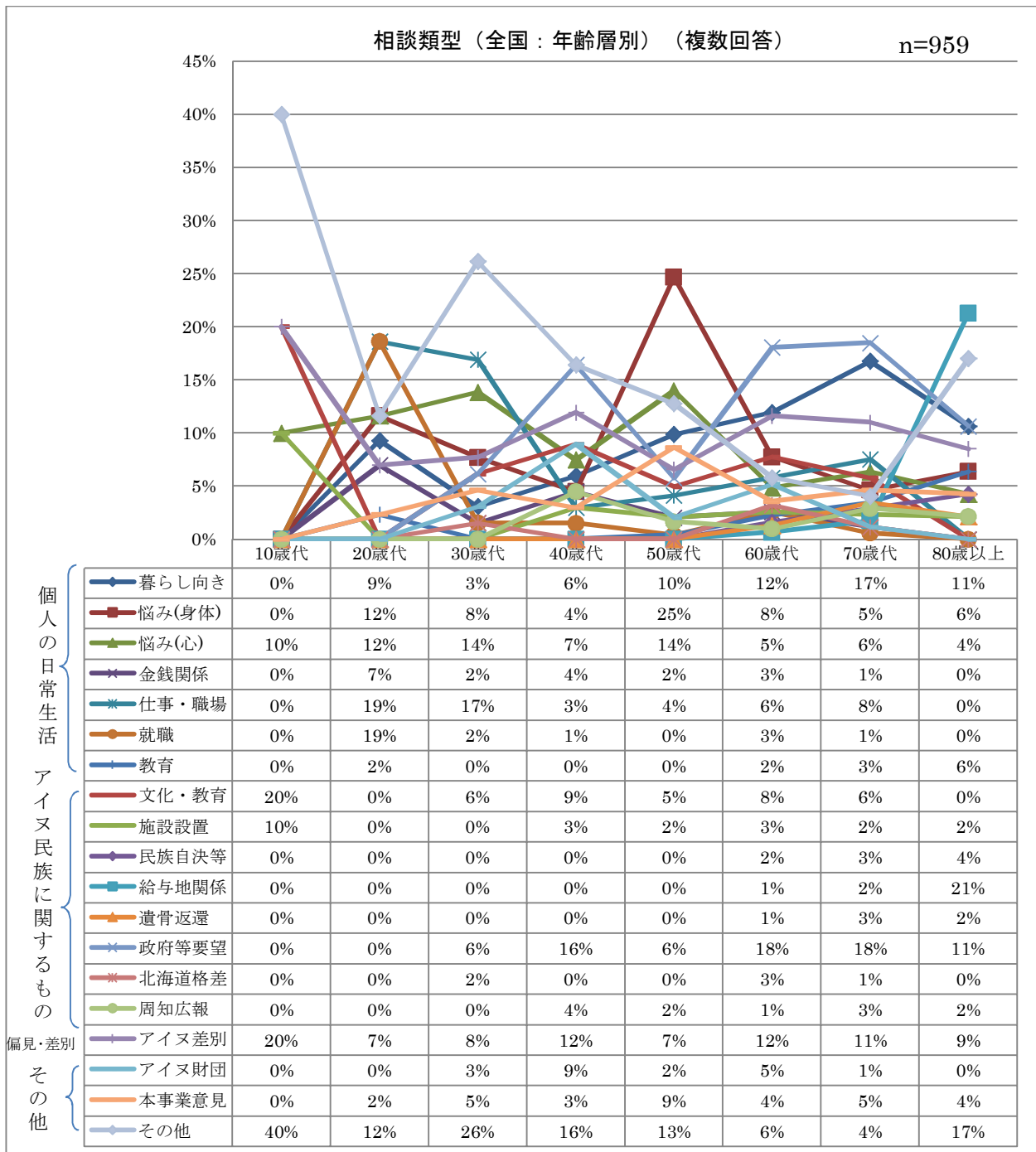


相談類型を居住地域別にみると、北海道外は「2. 身体に関する悩み」(90件)、「19. その他」(67件)、「3. 心に関する悩み」(65件)、「1. 暮らし向き」(63件)、「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(63件)が多い。一方、北海道は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(59件)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(48件)、「1. 暮らし向き」(42件)が多い。北海道外では「I. 個人の日常生活に関するもの」が多いが、北海道では「I. 個人の日常生活に関するもの」と「II. アイヌ民族に関するもの」が同数となっており、両者に違いはみられない。



相談類型を年齢層別にみると、20歳代は「5. 仕事・職場に関するもの」(19%)、「6. 就職に関するもの」(19%)、30歳代は「5. 仕事・職場に関するもの」(17%)、40歳代は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(16%)が多い。これらの年代では、「19. その他」も多く、特定の項目に限定されていない傾向も見られる。50歳代は「2. 身体に関する悩み」(25%)、「3. 心に関する

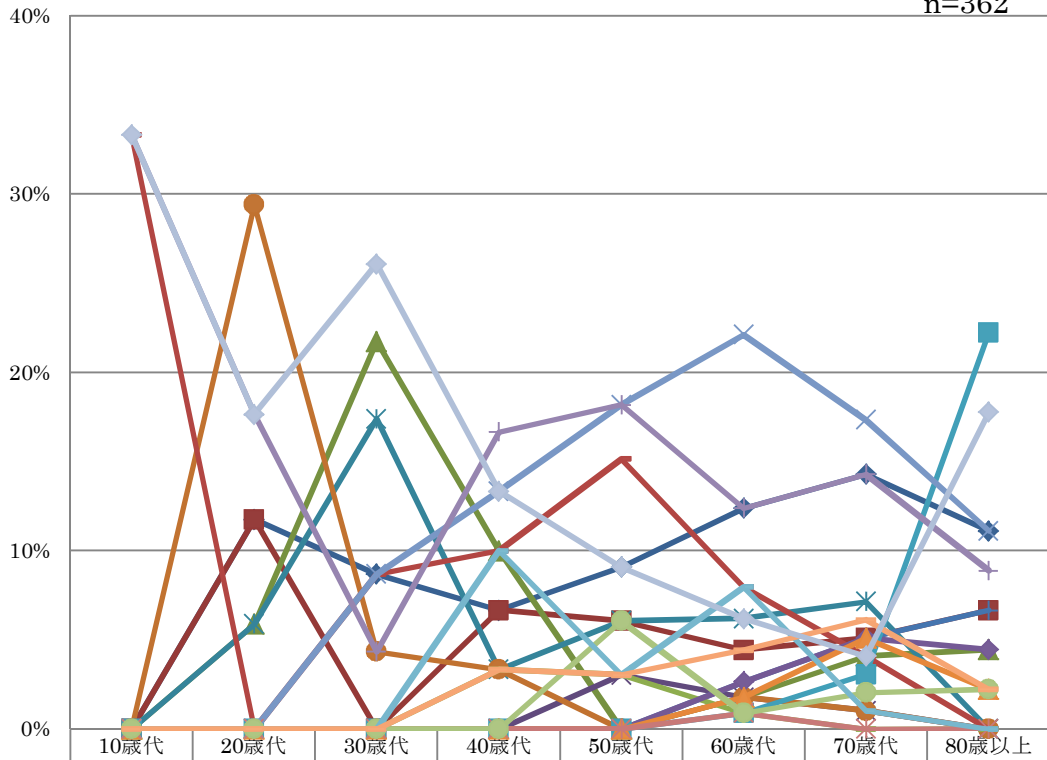
悩み」(14%)、60歳代は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(18%)、「1. 暮らし向き」(12%)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(12%)、70歳代も同様の傾向にあり「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」(18%)、「1. 暮らし向き」(17%)、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」(11%)となっている。80歳以上は「11. 給与地に関するもの」(21%)が最も多くなっており、若年層は職場や就職に関すること、中年層では心身の悩みや政府等への要望、高齢層では政府等への要望や「1. 暮らし向き」など、年齢層によってその世代が抱える悩み等に違いがみられた。



居住地域別に相談件数の多い年齢層についてみると、北海道では、60歳代、70歳代は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」が最も多く、「1. 暮らし向き」や「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」も多くなっている。この年齢層では、北海道外でも同様の傾向がみられ、政府等にアイヌとしての民族年金や生活支援等を強く要望していることがうかがえる。

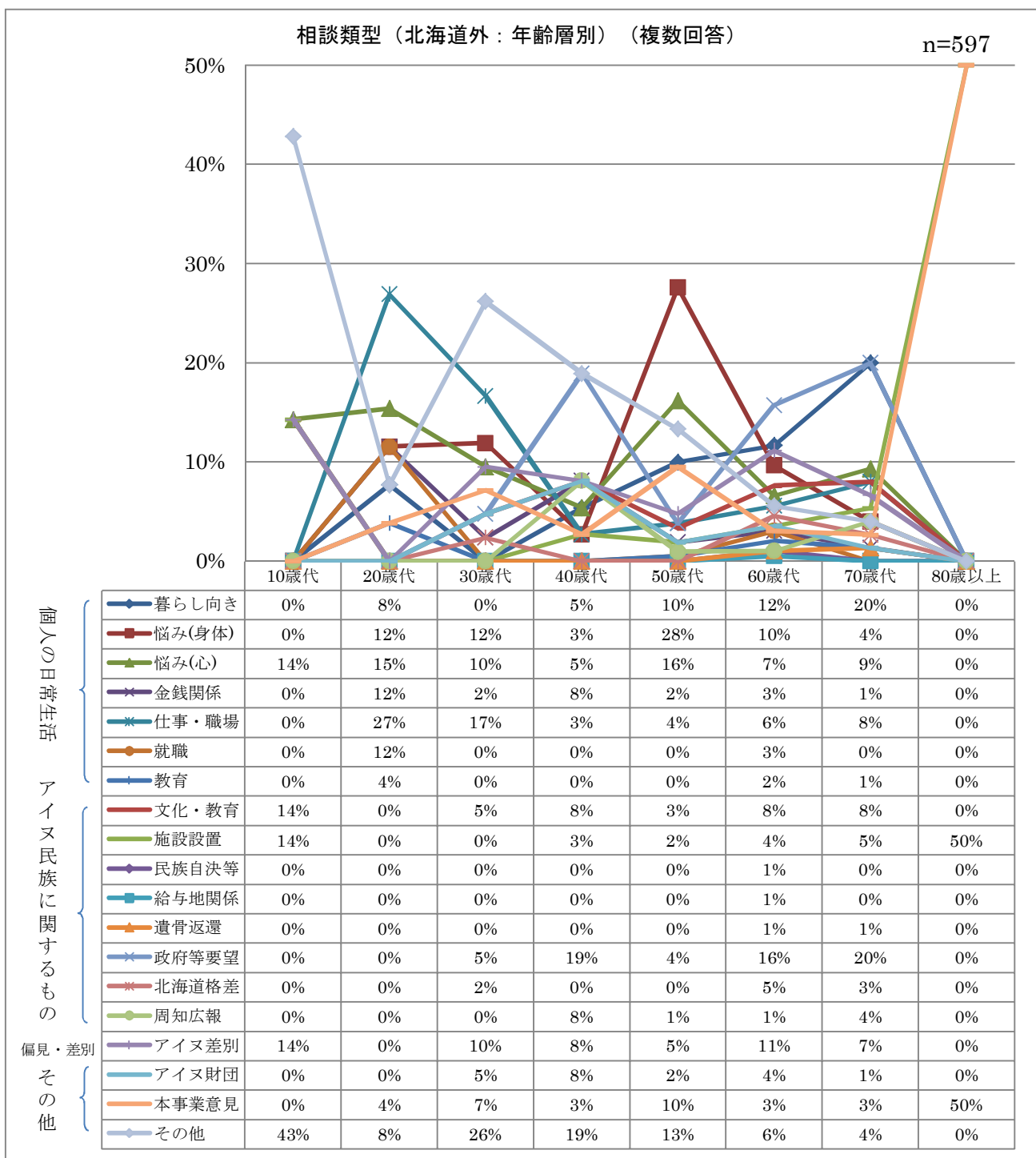
相談類型（北海道：年齢層別）（複数回答）

n=362



	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	
個人の日常生活	暮らし向き	0%	12%	9%	7%	9%	12%	14%	11%
	悩み(身体)	0%	12%	0%	7%	6%	4%	5%	7%
	悩み(心)	0%	6%	22%	10%	0%	2%	4%	4%
	金銭関係	0%	0%	0%	0%	3%	2%	1%	0%
	仕事・職場	0%	6%	17%	3%	6%	6%	7%	0%
	就職	0%	29%	4%	3%	0%	2%	1%	0%
アイヌ民族に関するもの	教育	0%	0%	0%	0%	0%	3%	5%	7%
	文化・教育	33%	0%	9%	10%	15%	8%	4%	0%
	施設設置	0%	0%	0%	3%	3%	1%	0%	0%
	民族自決等	0%	0%	0%	0%	0%	3%	5%	4%
	給与地関係	0%	0%	0%	0%	0%	1%	3%	22%
	遺骨返還	0%	0%	0%	0%	0%	2%	5%	2%
	政府等要望	0%	0%	9%	13%	18%	22%	17%	11%
	北海道格差	0%	0%	0%	0%	0%	1%	0%	0%
	周知広報	0%	0%	0%	0%	6%	1%	2%	2%
	アイヌ差別	33%	18%	4%	17%	18%	12%	14%	9%
その他	アイヌ財団	0%	0%	0%	10%	3%	8%	1%	0%
	本事業意見	0%	0%	0%	3%	3%	4%	6%	2%
	その他	33%	18%	26%	13%	9%	6%	4%	18%

北海道外では、30歳代は「19. その他」、「5. 仕事・職場に関するもの」、40歳代は「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」、「19. その他」、50歳代は「2. 身体に関する悩み」、「3. 心に関する悩み」が多い。60歳代では、「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」、「1. 暮らし向き」、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」、70歳代では「1. 暮らし向き」、「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」が多い。高齢になるにつれて「1. 暮らし向き」の相談割合が高くなっている。



3) 類型間の関係性

相談類型間の関係をみると、最も相談件数の多い「13. 政府・自治体への要望等に対するもの」は、「1. 暮らし向き」、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」、「5. 仕事・職場に関するもの」の関係が強い。これは、生活の困窮やアイヌに対する差別・いやがらせへの代償として政府等に対する生活支援や民族年金創設の要望が多く寄せられていることによる。政府等に対する要望等では「8. アイヌ文化や学校での歴史教育・多文化理解等に関するもの」や「7. 教育に関するもの」との関係も強く、アイヌの文化や学校での歴史教育、教育支援に関する政府等への要望が多いことがうかがえる。また、「16. アイヌであることを理由とした差別・いやがらせに関するもの」と「1. 暮らし向き」、「5. 仕事・職場に関するもの」、「2. 身体に関する悩み」、「3. 心に関する悩み」との関係も強く、差別が、生活の困窮、職場での差別・いじめ、心身の悩みに結びついていることがうかがえる。

類型間の関係性(複数回答)

n=962

四大分類	相談類型	回答数	個人の日常生活							アイヌ民族に関するもの							偏見差別	その他			
			暮らし向き	悩み(身体)	悩み(心)	金銭関係	仕事・職場	就職	教育	文化・教育	施設設置	民族自決等	給与地関係	遺骨返還	政府等要望	北海道格差	周知広報	アイヌ差別	アイヌ財団	本事業意見	その他
個人の日常生活	暮らし向き	105	—	34	24	15	38	6	11	10	3	4	3	3	65	5	4	40	3	11	9
	悩み(身体)	109	34	—	44	7	19	2	3	2	0	0	2	4	21	0	2	21	0	15	16
	悩み(心)	82	24	44	—	1	20	3	4	4	0	1	1	0	17	0	1	17	1	14	12
	金銭関係	22	15	7	1	—	6	1	2	1	0	0	0	0	8	2	1	5	1	1	0
	仕事・職場	62	38	19	20	6	—	6	8	3	1	2	0	1	28	0	3	23	2	4	6
	就職	20	6	2	3	1	6	—	3	0	0	0	0	1	8	1	0	6	1	1	0
	教育	18	11	3	4	2	8	3	—	4	1	2	1	0	12	0	1	12	2	1	2
アイヌ民族に関するもの	文化・教育	58	10	2	4	1	3	0	4	—	9	3	1	0	28	3	7	15	9	0	9
	施設設置	21	3	0	0	0	1	0	1	9	—	1	0	0	7	1	3	1	5	2	0
	民族自決等	12	4	0	1	0	2	0	2	3	1	—	0	0	7	0	1	5	1	0	2
	給与地関係	15	3	2	1	0	0	0	1	1	0	0	—	0	0	1	0	1	0	1	1
	遺骨返還	11	3	4	0	0	1	1	0	0	0	0	0	—	5	0	0	3	0	1	1
	政府等要望	122	65	21	17	8	28	8	12	28	7	7	0	5	—	5	9	52	7	12	15
	北海道格差	13	5	0	0	2	0	1	0	3	1	0	1	0	5	—	0	4	1	0	0
周知広報	16	4	2	1	1	3	0	1	7	3	1	0	0	9	0	—	6	1	0	3	
偏見差別	アイヌ差別	93	40	21	17	5	23	6	12	15	1	5	1	3	52	4	6	—	2	8	18
その他	アイヌ財団	31	3	0	1	1	2	1	2	9	5	1	0	0	7	1	1	2	—	1	0
	本事業意見	48	11	15	14	1	4	1	1	0	2	0	1	1	12	0	0	8	1	—	10
	その他	104	9	16	12	0	6	0	2	9	0	2	1	1	15	0	3	18	0	10	—

第6章 総括 ～調査研究会を終えて～

「アイヌの人々に対する相談のあり方に関する研究会」において、本年度に試行的に実施したアイヌの人々のための電話相談事業について、以下のとおり総括する。

1. 今回の電話相談の結果ふりかえり

(1) 国際的な先住民族の視点からの分析

2007年9月、国連総会において「先住民族の権利に関する国際連合宣言（以下「先住民族宣言」という。）」が採択された。これは全46か条からなり、先住民族の基本的な権利について規定している。厳密には、条約のような拘束力はないものの、国家はこの宣言に掲げられている権利を実施することが求められている。日本も、この宣言の採択の際には、賛成票を投じている。

先住民族の宣言が作られた背景には、先住民族特有の人権侵害があることが確認されたことがある。20数年にわたった国連における討議でも、世界中の先住民族が共通して、程度の差こそあれ、同じような人権侵害に苦しんできていることも明らかとなった。

今回の相談でも、先住民族としてのアイヌの人々が抱えている問題が明らかとなった。相談には、アイヌの人々に対する差別及びその是正の必要性、アイヌ文化を守りつづけることの困難性、アイヌの人々が直面している経済的困難性、国の政策によって失った土地に関する問題、遺骨の返還の問題などが寄せられた。これらは、アイヌ民族が今日抱えている問題を浮き彫りにしているだけでなく、いずれも宣言で取り上げられている重要な権利に関連する問題でもある。

例えば、差別の是正及び平等は、前文第2段落において「すべての民族が異なる権利、自らを異なると考える権利、および異なる者として尊重される権利を有することを承認するとともに、先住民族が他のすべての民族と平等であることを確認」、第2条「先住民族および個人は、自由であり、かつ他民族および個人と平等であり、さらに、自らの権利の行使において、いかなる種類の差別からも、特にその先住民族としての出自あるいはアイデンティティに基づく差別からも自由である権利を有する。」と規定している。これは、宣言の重要な柱の一つである。

先住民族の文化の継承に係る点については、先の前文第2段落及び続く前文の第3段落において規定がある。「すべての民族が、人類の共同遺産を成す文明および文化の多様性ならびに豊かさに貢献する」ことが確認されており、さらに第11条においても、

「1. 先住民族は、自らの文化的伝統と慣習を実践しかつ再活性化する権利を有する。これには、考古学のおよび歴史的な遺跡、加工品、意匠、儀式、技術、

視覚芸術および舞台芸術、そして文学のような過去、現在および未来にわたる自らの文化的表現を維持し、保護し、かつ発展させる権利が含まれる。

2. 国家は、その自由で事前の情報に基づく合意なしに、また彼／彼女らの法律、伝統および慣習に違反して奪取されたその文化的、知的、宗教的およびスピリチュアル（霊的、超自然的）な財産に関して、先住民族と連携して策定された効果的な仕組みを通じた、原状回復を含む救済を与える。」

と規定されており、他の民族や個人と平等である権利を規定する一方で、先住民族の独自性を守ることも彼等の権利の重要な位置を占めるとされている。

今回の相談で多く寄せられたアイヌの人々が直面している経済的な状況の改善や高齢者の年金問題についても、多くの国々でも直面している問題であり、宣言では、第 21 条において以下のように規定している。

「1. 先住民族は、特に、教育、雇用、職業訓練および再訓練、住宅、衛生、健康、ならびに社会保障の分野を含め、自らの経済的および社会的条件の改善に関する権利を差別なく有する。

2. 国家は、彼／彼女らの経済的および社会的条件の継続した改善を確保すべく、効果的な措置および、適切な場合は、特別な措置をとる。先住民族の高齢者、女性、青年、子ども、および障がいのある人々の権利と特別なニーズに特別な注意が払われる。」

また、土地に関わる相談については、先住民族宣言起草過程でも最も議論が難航した条文であるが、第 27 条、第 28 条では先住民族の土地や領域についての権利及び土地を失っていた場合の原状回復の必要性が規定されている。このうち、とりわけ第 28 条では、

「1. 先住民族は、自らが伝統的に所有、または占有もしくは使用してきた土地、領域および資源のうち、自由で事前の情報に基づいた合意なくして没収、収奪、占有、使用されまたは損害を与えられたものに対して、原状回復を含む手段により、またはそれが不可能であれば正当、公正かつ衡平な補償の手段により救済を受ける権利を有する。

2. 当事者の民族による、自由な別段の合意がなければ、補償は、質、規模および法的地位において同等の土地、領域および資源の形態、または金銭的な賠償、もしくはその他の適切な救済の形をとらなければならない。」

と規定している。

今回のアイヌの人々の相談でも土地に係るものが寄せられたが、この中にはこれまでのアイヌ政策と無関係ではないものも含まれていると考えられる。アイヌの人々だけでなく、他国においても先住民族が直面する最も難しい問題が土地及びその返還や補償に関わる問題である。

相談には遺骨返還についてのものも含まれていたが、これに関連して、宣言には以下の規定が存在する。第 12 条では、

「1. 先住民族は、自らの精神的および宗教的伝統、慣習、および儀式を表現

し、実践し、発展させ、教育する権利を有し、その宗教的および文化的な遺跡を維持し、保護し、そして私的にそこに立ち入る権利、儀式用具を使用し管理する権利、遺骨の返還に対する権利を有する。

2. 国家は、関係する先住民族と連携して公平で透明性のある実効的措置を通じて、儀式用具及び遺骨のアクセス及び／又は返還を可能にするよう努める。」

と規定している。

以上のように、今回寄せられた相談は、相談者の個人的な問題もあったが、相談者が先住民族アイヌとして直面している様々な人権問題が明らかにされた。これらの相談には、国連の先住民族宣言に規定されている主要な権利が関わっているといえる。その意味で、相談は目に見えることのない先住民族としてのアイヌの人々が抱える人権問題が浮き彫りになったことで、大変意味あるものである。

(2) 相談内容に関する分析

① 北海道外にも見られた相談ニーズ

このような相談事業はこれまで北海道外では実施されてこなかったが、北海道外に居住するアイヌの人々からの相談が予想以上に多く寄せられるとともに、その相談内容が北海道内からの相談とは異なる傾向が見られたことが分かり、大変意義深く、今回のような相談事業はそれだけでも必要性があると考えられる。

そして、差別問題が取り上げられることの少ない北海道外においても、とりわけ無知に起因する、異なった形でのアイヌの人々に対する差別があることも明らかになった。過去の差別が法的措置等により表面的には改善されているように見えるが、今なお差別に苦しんでいる姿も浮き彫りになった。このようなアイヌの人々を取り巻く実情を直接知ることのできる今回の相談事業は重要な意味を持つと考えられる。

相談内容については、個人的な相談とアイヌ民族であるがゆえの相談の2つのタイプに分けることができるが、このような北海道外からの相談を見ると、相談しようにも周囲に相談できずにいるアイヌの人々が多くいることを示している。

また、各自治体でも一般市民に対する人権や福祉に関する相談窓口等は設置されているが、本相談窓口は専らアイヌの人々を対象としたため、アイヌの人々にとってアクセスしやすい環境であったと考えることができる。

② 傾聴による孤独感の解消等の効果

今回の相談記録の内容から、差別を受けて育った等の生活歴を背景に社会とのつながりを持つことができず、孤立感、孤独感を感じている人も少なからず

存在することが示唆されたが、このような人にとっては、本相談事業により具体的な悩みや困りごとを解決できなくても、自らの立場などを理解してくれる人がいること、そのための話をする機会や場を提供されていることの意義は大きいことがうかがえる。

今回の事業を通じて、郷里を離れ北海道外で親や兄弟、親族とは別々に暮らすアイヌの人々の中には、社会からの疎外感、孤立感を感じ、満たされない思いでいる人も一定程度存在することが明らかになった。このような人にとって、本事業は社会とのつながりや同胞とのつながりを確保し、孤独感等を解消する上で効果があったものと考えられる。

③ アイヌ文化・歴史、生活、人権など相談の内容は多様

本事業の試行的な実施に際しては、生活上の悩みに関する相談がほとんどの割合を占めるのではないかと予想したが、実際には、これ以外にもアイヌの文化・歴史に関する相談や人権・差別等に関するものが数多く寄せられた。

文化・歴史に関するものについては、「アイヌの歴史・文化の知識を深めるための学校教育」(51.3%)が、アイヌに関する施策の中で最も重要なこととして「アイヌ政策に関する世論調査」(内閣府大臣官房、平成25年10月)においても挙げられており、一般の国民にも教育の重要性が認識されている。本事業を通して、アイヌの人々もアイヌ文化やアイヌの歴史の伝承を重視していることが浮き彫りになった。また、積極的に言語や刺繍、踊りなどのアイヌ文化を学び、伝承したいと考えているアイヌの人々も一定程度見られることが、今回の相談を通してうかがえた。

生活に関するものは、「生活が苦しい」といった暮らし向きに関するものや、「毛深い」といった身体に関するもの、「満足な仕事に就けない」といった仕事に関するものがあり、その多くがアイヌであることに端を発して悩みを抱えているものであることがうかがえた。

このほか、今回の電話相談では年齢層別に見ると50歳以上の層から多く寄せられたが、生活の悩みのほか、人権・差別に関するものや行政への要望に関するものも一定程度見られ、このように相談内容はさまざまな分野にわたっていることが明らかになった。

④ その他

本事業はアイヌの人々の様々な悩みの相談を受けるために開設されているものであるが、アイヌ以外の人々からも約90件の相談があった。その主な内容を見ると、アイヌ刺繍、アイヌ料理、アイヌの衣装、アイヌの物語などアイヌの文化を知りたい、学びたいというアイヌ文化に興味を持って問い合わせてきているものや、アイヌ文化を伝えていって欲しいといったアイヌ文化に関心を持っていることをうかがわせるものがあった。また、アイヌの人々に対して行っ

てきた差別などを知り謝罪したい、アイヌの人々には誇りを持って生きていって欲しい、などアイヌの人々に好意を持っていることをうかがわせるものもあった。

一方、アイヌという言葉を知って知った、アイヌとは何か、アイヌの人々に電話相談するような悩みや差別があるのか、アイヌは北海道だけでなぜ全国一斉に行うのかといったアイヌに対する無知や無理解に基づくものやアイヌ以外の人も悩みはある、差別・いやがらせを受けている人はアイヌだけではない、アイヌ以外の悩みも聞いてほしい、日本全体にも様々な問題があるなどとして、なぜアイヌだけに限るのかというものもあった

2. 今後のアイヌの人々の相談のあり方について

① アイヌの相談員がアイヌの人々の「心の声」を聴く必要性

今回、試行的に実施したアイヌの人々のための全国的な相談事業については、アイヌの人々の多くが、日常生活における悩み事などを、自分のこととして感じることができるアイヌの相談員に聞いてもらいたいと思っていたことがうかがえる。アイヌの相談員が指名されることが多かったからである。だが、北海道外ではそのような相談窓口がほとんどないことから、今回のような相談事業は、特に北海道外で暮らす多くのアイヌの人々にとって、必要なものであったと言える。一方、一般市民に対する人権や福祉等に関する相談窓口では、相談員がアイヌに対する知識を持っていないことが多く、アイヌゆえの相談には対応できないなど、アイヌの人々を意識した相談体制が十分に整っていない現状がある。そのため一般の相談窓口を活用するに至っていないと考えられる。

また、今回、多くのアイヌの人々から、電話相談窓口の常設を望む声が数多く寄せられたのは、常時、アイヌへの理解があつて心の支えとなる拠りどころを求めていることの表れであると考えられる。

② アイヌ固有の相談に対して一元的に対応する必要性

アイヌの人々から相談が寄せられた分野は、差別や嫌がらせに関するもの、生活に関するもの、文化・歴史に関するもの、土地問題に関するもの、遺骨問題に関するものなど、広範多岐に渡っていた。相談内容は、個人的な問題として見逃してしまいそうなものもあるが、その根源は、アイヌが先住民族であるがゆえに抱えている人権問題ではないかと考えられる。今回、相談が寄せられた多くの事例は、先住民族宣言で規定されている主要な権利に関連していることが分かった。このため、アイヌに対する理解が十分にあり、これら多様な相談を一元的に受け止めることができるとともに、相談内容に応じて適切な相談機関につなげることができる相談窓口が求められると考えられる。

なお、相談内容は、経済的な困難、差別、土地問題、遺骨問題などであり、個人的な問題として見逃してしまいそうであるが、その根源は、アイヌが先住

民族であるがゆえに抱えている人権問題ではないかと考えられる。先住民族宣言は、世界中の先住民族が抱えている人権問題を守ることを目的に国連で採択されたものであるが、今回、相談が寄せられた多くの事例は、先住民族宣言で規定されている主要な権利に関連していることが分かった。

③ 相談手段としての電話の有用性

今回の事業において、関東地方各都県から、また、広く関西、四国、九州からも電話があったことを踏まえると、電話による相談は、電話番号を広報することにより全国を網羅できる点で効果的な手段と考えられる。また、匿名性が確保されるという点でもプライベートな悩みを抱えたアイヌの人々からすると相談しやすいというメリットがあると考えられる。

また、アイヌの人々にとっては、上記のように各地に散在して居住していることから、アイヌの人に相談したり、アイヌの人同士で話し合うことが、自分の存在を確かめる上で、重要な意味を持っていること、一人暮らしのアイヌの人にとっては、アイヌの相談員が数少ない話し相手となったことをみても、本事業の有用性が明らかになったと考えられる。

3. まとめとして

我が国では、長い間、アイヌの人々が直面する様々な問題への取り組みを続けてきたところである。

こうした中、平成9年（1997年）に、アイヌ文化の振興とアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発を目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」（アイヌ文化振興法）が成立したことが一つの分岐点になった。

その後、平成19年（2007年）9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（先住民族宣言）が国連総会で採択され、これを受けて、翌年の6月、我が国は、国会において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択され、ようやくアイヌ民族が先住民族であることが明確にされた。

アイヌの人々が、憲法の下で、自由・平等を保障された日本国民として、その人権が擁護されなければならないのは当然のことである。しかし、今もってアイヌの人々に対し、地域社会、学校、職場において、さらに就職、結婚の場面で深刻な偏見や差別が少なからず存在している現実がある。

こうした中、今回、公益財団法人人権教育啓発センター及び相談員の尽力により、アイヌの人々の悩みに耳を傾ける全国一斉電話相談が実施されたことは、大いに意義のあることである。

本研究会は、アイヌの人々からの相談内容を分析し、アイヌの人々の抱える諸問題を把握するとともに、相談業務の有効性について検討を行ってきた。研究展開は、相談内容の分類と集計にとどまらず、アイヌ文化や歴史認識、アイ

ヌの人々に関わる法制度、福祉に関する施策にまで至った。時間的な制約により、必ずしも十分に掘り下げることができなかつた点はあるものの、各研究員とも相互に検討と議論を重ねながら、より分析を進めることができたと思っている。

本研究会における検討、議論、分析の結果としては、これまでの歴史的経緯の中で構築された基本原則的な不平等構造が今もなお持続していること、またアイヌ民族としてのアイデンティティやアイヌの人々に対する施策を意図的に消滅させようとする人々の存在など、アイヌの人々を取巻く状況は未だ険しい、ということを描き出すことができる。そうした状況が相談内容にも現れており、逆に、相談内容から、アイヌの人々に対する偏見や差別の持続状態を知ることができた。

これまで、アイヌに関する施策は、北海道を中心として行われてきたが、アイヌ民族の生活の改善や文化に対する誇りを持ち振興していくためには、アイヌ民族以外の人たちの理解と支援が不可欠である。アイヌ民族には、差別や抑圧といった苦難の歴史がある一方で、非常に豊かな文化を持っており、それらを十分に理解することは今後の日本社会にとって有益であると考えている。

今回、公益財団法人人権教育啓発推進センターのアイヌの人々に関する相談業務そのものを検証したところ、何よりもアイヌの当事者が直接相談に応じていたことや、高度な知識や親身・丁寧な相談展開に裏打ちされていること、守秘義務も厳重になされていたことから、次第に本相談業務も広く知られるようになってきていることが明らかとなった。

上記のように、本相談業務は、直接の相談というだけではなく、相談内容の分析による今後の施策のありようにも資するなど、多くの意義・意味があるものと考えている。そして、今回の相談が単なる相談として終わるのでなく、アイヌの人々の尊厳が守られるよう、次なる具体的ステップにつなげ、アイヌ民族の生活の向上・民族文化の理解・民族の尊重に資することを切望する。

資料:相談員からの報告

今回、アイヌの人々からの相談に応じた相談員4名から、実施状況について以下の報告があった。

1 相談日及び相談時間について

公益財団法人人権教育啓発推進センターは、平成25年9月20日から現在まで、アイヌの人々が日常生活の中で抱える様々な悩みや心配ごとを気軽に相談できるよう、事務室内に相談コーナーを設けて電話での相談を実施しました。相談員は、アイヌ民族2名及びアイヌ民族以外の者2名の4名です。

相談は、平成25年度（平成25年9月20日～平成26年3月31日）は年末年始を除き、平日は午前10時から午後8時まで、土曜、日曜、祝日は午前10時から午後6時までとし、午前、午後各2名ずつ交代で配置する体制で実施しました。

また、平成26年度は、前年度の実施結果を踏まえて業務体制の見直しを行い、日曜・祝祭日・年末年始の期間（12月27日から1月4日まで）及び夏季休暇中（8月11日から同月16日まで）を除くこと、相談時間も午前10時から午後5時までと短縮した上、午前（10時から午後2時まで）と午後（午後2時から午後5時まで）に各1名を交代で配置する体制で実施しました。

上記の相談日に関しては、各相談員とも特段の意見はありませんでした。また、相談時間については、一般的な相談所が実施している相談時間よりも短いことを理由に、受付の終了時間を延長（例えば、午後6時または7時まで）してもよいのではないかとする意見がありました。

2 相談体制について（人員配置、執務環境等）

相談体制については、平成26年度は、前年度のアイヌ民族の相談員とアイヌ民族以外の相談員のペアを組む体制から一人体制に変更となりましたので、相談者であるアイヌの人々からみれば、アイヌ民族の相談員がいない日が増加したため、結果としてアイヌ民族の相談員を退けて、アイヌ民族以外の者が相談活動を主に行っているのではないかと、との疑念を抱かせることにならなかったか危惧しました。

ともあれ、アイヌの人々にとっては、電話相談という顔の見えない相手に悩み等を打ち明けなければなりませんので、勇気を出して電話を架けることとなります。そうした中、同胞であるアイヌ民族の方に相談を受けてもらえる場合には、相談者の置かれている境遇について理解が深いことから、親近感を持つとともに、同胞が寄り添って聞いてくれることに安心ができるようです。

なお、相談内容は多岐にわたっているため、アイヌ民族の相談員のみでは

様々な悩み等に対応できないことも多く、こうした点をカバーするには、アイヌの人々からの相談を受ける体制は、アイヌ民族の相談員がメイン、アイヌ民族以外の相談員をサブにした二人体制が望ましいという意見もありました。

次に、相談・業務の環境については、性別・年齢など多様な方々から電話が架かってくるため、相談者に応じて親しげに話をしたり、丁寧に言葉を選んで話をしたり、耳の遠い方の場合は、ある程度の大きな声で話をする必要があります。また、アイヌの人々がアイヌの言葉で話される時には、アイヌ語で話することも重要な点であると思われます。

しかしながら、事務室内の相談スペースでは、執務されている職員の迷惑にならないように小声で話をしている現状にあることから、事務室以外で多少の笑い声や大きな声で話ができる場所を確保することが望ましいとの意見がありました。

また、無言電話については、間違い電話ばかりではなく、アイヌ民族の相談者ではないということで、電話を切ってしまうこともあるのではないかという意見もありました。その理由は、一般的には、間違い電話だったら「間違いでした。失礼しました」と言って電話を切るのに、そうした言葉も発することなく電話を切るのは、「あれ、今日はアイヌ民族の方が担当ではないのか」という反応の場合もあるだろうというものです。

3 相談員の心がけ

各相談員として、相談を受けるに際して心がけた点を次のとおり挙げたいと思います。

まず、相談者にとって、電話を架けてよかったと思われるような対応（話し方など）に心掛けたということです。相談者が抱える悩み等を十分に聞いて、相談者の悩みの核心は何かを把握するとともに、相談者の言い分を自分のこととして受け止めることが重要です。相談者が話をしている途中で遮ったりしますと、相談者は話を止めてしまうこともあるため、相談者の悩みの核心が分からなくなってしまうこともあります。したがって、相談員は、相談者の話を受け入れ、相談者の言葉を繰り返すなどして話を十分に聞いていることを相談者に伝えることも必要なことであり、こうしたやり取りが、相談者と相談員との信頼関係を醸成することにつながり、その結果、相談者は遠慮なく様々なことを話すようになるからです。

なお、相談内容が、いくつかの話が織り交ざっており、多少混乱している場合には、話の内容を整理をしていくことも必要であり、相談内容によっては関係する官署等を紹介することも相談者の悩みを解決する一つの手段であることを意識しました。

相談というのは、相談者の悩みを聞いて相談員が「こうなさい」と指示することもあります。それよりも、相談員とのコミュニケーションの中からヒ

ントを得て、相談者自らが進むべき道を切り開いていくことのほうが、相談者にとって望ましい姿ではないかと思えます。

次に、相談者の相談内容はすべて個人情報です。相談員が、相談内容を外部に漏らすことは個人情報の漏えいに当たりますので、相談の守秘義務を常に心掛けました。

これらのことは、各相談員とも、十分に理解し実践してきました。

4 相談者からの反応について

(1) 電話相談事業の実施について

電話相談の実施については、「アイヌの人々も多くの方が賛同しています。反対は聞きません。」というのが相談者の受け止めです。例外的に、これは、アイヌの人以外からの電話でしたが、「そんなことをやって何になるの。」とか「相談事業に金を使うならほかに使った方がいい。」「象徴空間に莫大な金を使うならほかに使え。」と言う人もいました。

電話相談については様々な相談窓口があるため、中には、アイヌのことを知らない相談員から、「アイヌって何」、アイヌ差別のことを言ったら「そんな差別はあるの」と反対に聞かれるのが実情です。ですから、この電話相談でも「メノコですか」とか聞いてくることもあります。このように、アイヌ民族の方々にとって、相談自体なかなかできるものではないと思えます。また、北海道にあるウタリ協会でも相談を受付けていますが、道内のアイヌの人々でも「ウタリ協会とかに相談したら大変です。うちの子どもは生きていけなくなるので、できません。」という話をされ、この電話相談を頼ってきた人もいます。

アイヌの人々については、幼少のころから差別を受けてきており、学校に行けば差別される、就職でも差別され、なかなかいい職業につくことができない、と感じていますから、そこを理解してもらわないと、なかなか相談はできないというのが実情ではないかと思われます。

一般の相談窓口というのが多々ありますが、アイヌの人々は、そこに相談していいものか悪いものかというのを、常に考え、悩んでいるのが実態です。今回の電話相談は、アイヌの人々にとって、極めて有用な事業と認識されていると受け止めました。また、北海道に相談窓口があるにも関わらず、本電話相談を利用してこられるのは、フリーダイヤルで、家にいながら電話を架けられることもありますが、北海道在住のアイヌの人々にとっては、道内では相談できない内容の相談というのが、たくさんあり、そういう相談がこちらに来ているという感じがします。

(2) 相談者の内訳について

相談者の内訳は、道外の方が多いいものの、道内からも予想以上に多くあつ

たという印象です。なお、アイヌ以外の方々でも、アイヌの人々にお世話になったという方、昔北海道に住んでいて差別した側だから何とか協力したいという方もいました。男性対女性の割合で言えば、半々でしたが、男性女性ともに、60歳以上の高齢者からの電話がとても多かったという印象を持っています。

(3) 相談者の相談内容

生活が苦しい方、多少余裕のある方など生活状況も様々ですし、相談の内容によっても、この電話相談に対する反応は違ってきます。苦情を言いたい人もいれば、愚痴をこぼしたい人もいます。高齢で年金生活のため生活苦を訴える方、病気により生活保護を受けており、生活苦を訴える方、話し相手を求めている方、政府や地方自治体等に対する要望を訴える方など、様々です。

①経済状況について

アイヌの人々については、幼少のころから差別を受けてきており、学校に行けば差別されるという経験をしてきておりますから、そこを理解してもらわないと、なかなか相談はできないというのが実情ではないかと思われます。

道外アイヌの人々の多くは、道内での差別や就職口がないなどの理由から、主に関東地方の都県に出てこられています。そうした方々も、70歳前後の高齢者になり、それまでは、いわゆる非正規雇用であった方が多く、わずかな年金で生活されている方も多いし、中には、病気で体が不自由なために生活保護の受給者となっておられる方もおられます。こうした世代の方々にとって、一度は生まれ育った北海道に戻り、先祖の墓参りをしたいが、生活が苦しくてそれさえもかなわないという状況が、相談者から、ひしひしと伝わってきます。

②教育（歴史教育等）について

アイヌの人々もそうですが、アイヌ以外の方々、特に若い人へのアイヌに関する教育が重要ですね。学校教育の中でいかに教えていくか、教える先生方の資質の問題もありますが。

学校教育は本当に重要です。「アイヌは日本の先住民族であり、素晴らしい文化をもっています。こうした文化を保存・継承していくことが求められています」と社会教育や啓発活動を強化していく必要があるのではないかと思います。

③アイヌ民族の周知方法について

国でもアイヌの代表の方が入って、アイヌの政策をどうしようかと論議している中で当然やっているでしょうけれども、例えば、東京オリンピックとかには世界中の人が日本へ来るわけですね。その時期に向かって、アイヌ民族について、いかに周知していくか、開会式だけではなくて、事前にどういうことができるのかということ論議していくことがあるはずですよ。外向けにだけではなくて、国内で日本人そのものの問題としてどういうふうを考えていくかということを示唆していく上で意味がありますよね。

札幌も冬季オリンピックに立候補するとかいう話がありましたね。オリンピックに賛成とか反対とか言うことではなくて、純粋な人権問題ということで「こういう問題があるんですよ。こういう人たちが頑張っていますよ」ということを、お知らせしていくということが重要です。オリンピックの会議に「東京都でこういうことをやりませんか。アイヌの人たちを北海道から集めますので、開会式で踊りを踊らせてください」とか。パレードをやるくらいでいい話です。日本にもこういう先住民族がいるということをPRするという形でもいいですね。旗など持たなくてもいいですよ。

5 所感(電話相談を受けてきた中での感想等)

(1) 民族年金等について

無職で年金生活をしている人、生活保護を受けている人、無年金でも生活保護を受けたくないと頑張っている人、いろいろな形でアイヌの人々が懸命に生きています。

アイヌの人々は、旧来から非常に厳しい差別を受けて、北海道から本州へ逃れてきて、そこで新しい生活を始めようとしますが、新しい土地においても差別があって、学校にも行っていないとか、様々な要因から、なかなか正業に就けません。長年そういう生活をしてきたために年金を払っていない人も多くいます。そういう中で、病気をしたり、いろいろなことが身に起きたりすると生活保護になってしまいます。また、道外のアイヌの人々は、北海道では受けられるはずの様々なアイヌ対策の恩恵が受けられません。現在の生活保護は様々な制約があり、自分達が思い描く、ある程度の一般的な生活ができるわけではないため、生活保護を受けることなく、日常の生活に苦しんでいるという現実があります。

そういう人たちの多くが70歳を超えておられます。そういう人たちの生活を何とかしてほしいということで、高齢者に対しては上乘せ年金のような形のアイヌ年金とかそういうものを出していただけないかという意見を持つ人も結構います。

電話だけですが、ちょっとこれは「何とかしてくれよ」と思いますね。年金をつくってくれということもそうですが、これは悲痛ですね。命がかかっていますからね。

ある程度の年月、北海道を離れていると、生活保護の人は自分の故郷である北海道にも帰れません。身内が亡くなっても帰れませんので、結局、友達にお金を借りて行くことに。そうすると、今度は帰ってきてからの生活が大変になります。だから、アイヌ年金とか民族年金を出してほしいというのは、そういうところにちょっとした気持ちの余裕が欲しいと言うことであって、アイヌ年金、民族年金を欲しいというのは正直な言葉、切実な要望だと思いますね。

親族の葬儀に出席するためなどと、申請すれば認められるということでもいいのかもしれませんがね。本当にアイヌ民族として「自分、アイヌです」と申請したときに、ある年齢になったら、えこひいきなく、民族年金、アイヌ年金をもらえるように国の政策として打ち出してほしいという声なのです。

今まで、言葉を取られて、土地を取られてと言うと民族年金ぐらいでは、たかが知れているというふうな感じになりますよね。だから強制的に出せと言うのではなくて、やんわりと、出してほしいというのが正直な気持ちです。

普通の年金生活者でも病気になったらアウトですものね。2、3日風邪を引いたというのではなくて、入院するようになったら、もう生活は成り立たないですね。健康でいればこそ、なんとか年金で最低限の生活できるという話になっていますが、とてもではないですが無理です。そこへ年金をもらっていないとか、生活保護を受けていないと言ったら厳しいですよ。それこそお正月を迎えられるかどうかという話になってしまいますね。

私は、うちの親が長く働いていましたが退職金も何もなく年金も納めていないのが分かった。そこで、弟に厚生年金がもらえる会社に入るよう勧めました。今になれば、「お姉さんのいう会社に入って良かった」と言います。

(2) アイヌ文化について

刺繍、舞踊や音楽についてもそうですが習いたいという人が多い割には、習う場所がないとか、そういう文化に関心のある人あるいは興味のある人がいる一方で、なかなかそういう環境が整っていないのかなと思います。

東京には、八重洲のアイヌ文化交流センターがありますが、東京以外にはないですね。各県に一つずつぐらいあっても良さそうな気がしますが、みんなが東京に来なければいけません。生活に困窮している人に、東京に来ればよいとはならないと思いますが、そこが非常に難しいです。生活に多少の余裕があって東京へ出て来ても、授業時間が決まっているとか、人数が決まっているため入るにも入れないのです。アイヌ語、刺繍、舞踊等についても

同じことが言えます。アイヌ語の場合は、5年間で終了しますが、「5年で終わりかよ。あとは忘れるだけ。」という話になってしまいます。

一番感じているのが、今、小学生や中学生である若い人たちが思う存分そういうところに、せっかく遠くから東京に出て来るのだから、すべての人が体験できるような施設があればいいということです。

(3) その他

①象徴空間について

私は、象徴空間とか、医療の問題についてですが、関東とか北海道外に住むアイヌにとっては、アイヌの歴史をみんなに知ってもらうために象徴空間は、とても重要なところだと考えています。でも関東に住んでいると、北海道にはなかなか行けません。そこに行かなければ学べないというのも辛いことですし、八重洲のアイヌ文化交流センターがあっても、そこは、いつ行っても学べるところではありません。1年に1回申し込んで月に1回、刺繍やアイヌ語を習えるというので「あそこにあるよ」とアイヌの人に紹介をしても、誰でもが学べるというところではないのですね。せっかく行っても、修学旅行生や東京都の人などが大勢来ていれば、アイヌの人の居場所がないのです。象徴空間は、白老の周りの札幌とか、近い人たちにはすごくいいし、アイヌにとってもいいし、平取や旭川には、イオルがあってそこで素材を育てて学べて良いのですが、近隣の人たちは、たまに行ってみられるかもしれませんが、道外のアイヌは、そういうところに行ってみるといことは、交通費や宿泊代がかかり、なかなかできないです。

②北海道との格差について

今のままだと、永遠に、道外のアイヌは置き去りにされてしまいます。ただ、アイヌ政策を言っているだけであって、何も進展がありません。

道外にいる若い人たちは、子どもたちにアイヌ文化、アイヌの歴史とかアイヌ語を学ばせたいがなかなか、そういう場所には行けない、そういう民族のことを学ぶ学校のようなところは、今の八重洲のアイヌ文化交流センターでは、人数に制限があるので、学びに行けないと思います。やはり道外のアイヌも学ぶ権利も民族として認められないものかと私は思います。

そういうものは、権利宣言とか国連で定めた先住民族に、アイヌも盛り込まれていますので、日本でも、これまでやってきた政府の施策がどこまでできているか、足りないところはどこかなど、検証して政策を前に進めてほしいと思います。ただアイヌ民族は日本の先住民族ですと言っているだけでは、将来的には「北海道以外にも、アイヌがいました。」それだけで終わってしまって、北海道外のアイヌには何の手立てもないことになってしまいます。同じアイヌでありながら北海道と同じ待遇は受けられません。「北海道のアイヌ」

イヌしか学べない」ということは、悲しいことだと思います。アイヌとして生きたいという若者や子どもがいたならば、その人たちが貧乏をして北海道に行くことも出来ない、見学もしたいができないのであれば、そういうことを定めた国連決議で、先住民族としての権利の要綱の中から、何とか政策として実施することができないでしょうか。これまでは、内閣府でもどこでも「それは無理、それはできない。あれも駄目、これも駄目」「道外の生活館もこれ以上駄目」学ぶこともできない。ずっと同じように今まで40年来ています。

③アイヌ文化の伝承について

私は、血縁的な面を重視するのではなく、多少でもアイヌの人々の血族であれば、アイヌ民族であると認めて、その人たちにアイヌ文化の伝承をお願いするというのがいいと思っています。たとえ、和人がアイヌ文化に詳しくても、その人たちが行っているのは博物館的な紹介でしかなく、アイヌ文化の伝承にはならないと思うからです。現在は、アイヌの文化の伝承をどこまでの人たちが支えて行くのかということをもう少し真剣に考えないといけない時期にきています。

もう一つは、アイヌであるということをお口が裂けても言わないようにして、育ててきた子どもたちがたくさんいます。差別を受けるから、アイヌであることを隠して育ててきた子どもたちにも当然子どもがいるし、孫もいるという時代になっています。そういう人たちについては、どうしていくのかということです。今は「戸籍を見せてください」と言ってアイヌかアイヌではないかということをお判断していますね。それはそれでいいのですが、明治時代にアイヌとして把握されていた人たちの子孫であれば、アイヌ民族であると認めて、そういう人たちが文化の伝承に携わることを許す、あるいはその人たちの活動を支援していくということが必要ではないでしょうか。

なお、今は、アイヌの中で育ちアイヌ文化を体現してきた和人が、当然、血統的にはアイヌではないにしても、アイヌのことを一番よく知っているかもしれないし、そういう人はたくさんいますよね。

私は3年前から母が伝える口承での話の聞き取りをして、一生懸命調べて書いていますが、北海道に行って聞き取り、文章化するなど金銭面でも時間的な制約があります。母の話でも、和人の人が記述するものとアイヌ自身がやるものとは全然内容は違ってきます。話し手も相手を考えているようです。だからアイヌのものを言葉にしろ、何にしろ、正確に残さないといけないので、頑張らなくてはいけないと思っています。こうしたことにも、援助してほしいというのが実感です。

口承文化ですので言葉の関係が欠落した象徴文化というのはあり得ないですね。物があって物理的に「こういう形で祭りをやったんですよ」とイヨ

マンテをやったということは行ってみれば分かりますが、言葉があつてこそ、初めて文化なのですね。

④相談員の実感

相談員は、やはり力がないな、申し訳ないなと思うのは、年金の問題なども出てきますが、これに関しては聞くだけという形で、政策をつくったり、実行してくれるところは別のところにあるので「これは、今、こんなふうになっていますよ」というぐらいの情報を与えてあげられれば良かったかなという気はします。その辺が非常に厳しく思いましたね。

相談の限界と言いますか、ちょっと無力さを感じた部分ではありますね。

最後に、北海道外においても、アイヌの人がいつでも相談できる、今回のような相談窓口が常設されていれば良いなとつくづく思いました。

公益財団法人 人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12

TEL 03-5777-1802(代) FAX 03-5777-1803

URL <http://www.jinken.or.jp>